

第四百十二回
国会

参議院地方行政・警察委員会會議録第九号

平成十年四月九日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月八日

辞任

釜本 邦茂君
鈴木 省吾君
常田 享詳君

補欠選任

下稲葉耕吉君
中原 爽君
大木 浩君

四月九日

辞任

大木 浩君
上吉原一天君
下稲葉耕吉君
大淵 絹子君

補欠選任

国井 正幸君
常田 享詳君
長谷川道郎君
瀬谷 英行君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

黨科 満治君

委員

久世 公堯君
松村 龍二君
朝日 俊弘君
有働 正治君
高橋 令則君
芦尾 長司君
岡野 裕君
国井 正幸君
田村 公平君
谷川 秀善君
常田 享詳君
中原 爽君
長谷川道郎君
小山 峰男君
魚住裕一郎君

国務大臣

国務大臣
(国家公安委員
会委員長)

白浜 一良君
瀬谷 英行君
渡辺 四郎君
山口 哲夫君
岩瀬 良三君

政府委員

警察庁長官
警察庁生活安全
局長

関口 祐弘君
泉 幸伸君

事務局側

自治省財政局長
常任委員会専門
員

二橋 正弘君
入内島 修君

説明員

文部省教育助成
局財務課長
郵政省電気通信
局電気通信事業
部業務課電気通
信利用環境整備
室長

加茂川幸夫君
千葉 吉弘君

参考人

中央大学法学部
教授
東京都立大学法
学部教授
社団法人テレコ
ムサービス協会
事業者倫理委員
会委員長

堀部 政男君
前田 雅英君
遠藤 毅君

本日の会議に付した案件

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(黨科満治君) ただいまから地方行政・
警察委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨八日、鈴木省吾君が委員を辞任され、その補
欠として中原爽君が選任されました。

また、本日、上吉原一天君及び大木浩君が委員
を辞任され、その補欠として常田享詳君及び国井
正幸君が選任されました。

○委員長(黨科満治君) 風俗営業等の規制及び業
務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律
案を議題といたします。

本日は、本法律案の審査に関し、参考人の方々
から御意見を承ることにいたして申し上げます。

参考人の皆様は一言ごあいさつ申し上げます。
本日は、御多忙のところ当委員会に御出席を
いただき、まことにありがとうございます。

皆様の忌憚のない御意見を承り、本法律案審査
に反映させてまいりたいと存じますので、よろし
くお願いいたします。

本日の議事の進め方でございますが、まず、参
考人の皆様からそれぞれ十分程度御意見をお述べ
いただき、その後、委員の質疑にお答え願いた
いと存じます。

それでは、まず堀部参考人からお願いいたしま
す。

○参考人(堀部政男君) おはようございます。中
央大学の堀部でございます。

本委員会におきまして、風俗営業等の規制及び
業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法
律案に関連いたしまして、インターネット問題に

ついて意見を述べる機会を与えられましたことを
大変光榮に存じます。

インターネットにかかわる法的問題につきまし
ては、これまでも国際的、国内的にも随分議論
をしてまいりました。最初に、インターネットに
かかわる一般的な問題について申し上げたいと思
います。

インターネットは、改めて言うまでもなく、多
くの機能を発揮できますし、また多くの可能性を
秘めています。従来のメディアと比較いたします
と、インターネットは、個人の情報発信と情報ア
クセスの機会を世界的規模で飛躍的に拡大する点
で、これまでの出版、通信、放送といった既存のメ
ディアとは異なる特徴を持っています。政治、
経済、社会、文化等さまざまな分野に非常に大き
な影響を与えるものであります。その重要性はど
んなに強調しても強調し過ぎることはないと思っ
ております。

このような特徴を備えましたインターネット
も、情報流通の点でさまざまな批判を加えられて
います。その問題点を次のように整理することが
できるかと思ひます。

まず第一に、個人の情報発信が容易であるため
出版、新聞、放送等と異なりまして、発信者にプロ
の倫理観がないというところがあります。

第二に、放送等と異なりまして発信者に匿名性
があるために、無責任な情報発信や違法行為が心
理的に容易にできるという面があります。

第三に、違法な内容の情報があるサーバーから
削除されましたも、他のサーバーに簡単かつ迅速
にコピーできますために、情報が流通し続ける可
能性は大きいと言えます。

第四に、ある国が国内法によって違法な情報の
流通を禁止いたしましたが、別の国で違法でなけ
ればその情報が世界じゅうに流通する可能性もあ

ります。

第五に、そのようないろいろな情報が世界じゅうに流通するわけですが、その関係で、一つの国でアクセスを制限いたしても、他のプロバイダーを利用することによって当該情報が広く流布するというような問題もあるわけでありまして、

こうした問題につきまして、これまで幾つかのところで検討してまいりました。国際的には、OECD、経済協力開発機構の中にICCPCという委員会がございまして、そのもとに専門家会合がございまして、そこでもインターネット問題をどうするかというところは、一九九六年二月のオーストラリアのキャンベラで開きました会議でも議題になりました。私もそのときこの問題でスピーチいたしました。非常に大きな関心で世界的に持たれておりました。その後OECDではさまざまな形で検討を続けてまいりまして、昨年七月それから十月と検討を重ねてまいりました。しかし、各国の事情がそれぞれ異なりまして、また法制度が異なるために、なかなか統一した、あるいは調和のとれたルールをつくるというところには至っておりません。

また、G8の中で、特にG8の科学技術大臣等の集まりでありますカーネギー・グループというのがありますが、そのもとにやはり専門家会合ができておりました。この会議が昨年の十月にローマで開かれました。そこにも出てまいりました。

各国の関係者とこの問題で議論をしてきておりますが、そこですぐに条約をつくってというような提案まで行きますと、各国がそれぞれ検討をし、そうしたものを各国がそれぞれ話し合いをしていく、全体として国際協力をしていくというようなことにとどまっております。

そういうことを踏まえまして、郵政省の研究会、これはこれまで二回開いております。最初は一九九六年の十二月に報告書を出しました。また、一九九七年、昨年の十二月にもう一度報告書をつくっております。この研究会で多くの議論をして

まいりました。そこでは法的な規制までは提案するに至らなかったわけでありまして。先ほど言いましたような国際的な動向も踏まえつつ、さらに検討を続けるというようなことも報告書では述べてみたわけでありまして。

特に、郵政省の場合には、電気通信事業を所管している関係で、電気通信事業法の三条に定められております通信の秘密、それから第四条に定められております電気通信事業者あるいは電気通信事業者であるプロバイダー、これに対してどのように法的に責任を負ってもらおうのかということにつきまして、先ほど申し上げましたように、法的な措置を講ずるということまでは至りませんでした。

そういう中で、警察庁が今回、風営法、風通法の一部改正ということでインターネットについて一定部分の規制をするということを開きまして、既に家庭や学校にもいわゆる有害情報というものが入ってきていますし、そういうことを考えますと、また、先ほど言いましたような私責任者で検討してまいりました研究会では、法的措置ということとそろまで提案するまでに至っていません。この案によってインターネット問題について本格的な議論が始まるのではないだろうか、そういう意見も述べたことがございます。

また、それとともに、研究会でかなり慎重な議論をしてまいりましたので、その立場から今回の法案につきまして若干意見を述べてみますと、今回の法案を見まして、規定はかなり注意深く慎重に書かれているというふうな印象を受けました。それをほかの研究会あるいは学会で議論している立場で申し上げますと、まず一つは、表現の自由との関係をどうするかということがございます。今申し上げましたように、注意深く慎重に規定されているという点では表現の自由との抵触というものはそれほど生じないのではないかと、いうふうにも思います。しかし、実際に適用するということになってまいりますと、これは日本の法律の規

定の仕方の常なんですが、かなり概括的でありまして、この法案が成立した場合の適用を受ける人たちが決まらず、何がどうなるのかということも今ひとつわからないのではないかと。そういう場合に、やはり解釈基準を明確に示すということを目指してほしいと思います。また、その解釈基準をできるだけ速やかに公表し、それについても議論を深めるといことが必要ではないかと思っております。

第二に、これが風通法の一部改正ということでなされている関係で、青少年に有害な情報ということと、やはり性に関する情報になっております。しかし、最近問題になっておりますような暴力的表現などをどうするかという問題も残るかと思います。また、国際的に議論をしております、さまざまな問題になる情報が出ておまして、それにどう対応していくのかということがあります。これを機会にぜひそういう問題についても議論を深めていただく必要があるかと思っております。

第三に、国際的な議論をしておりますと、これだけ国際化してきておりますが、各国は主権をそれぞれ持っているというところは当然の前提であります。なかなか調和のとれた法規制というものができない状況があります。今後そういう検討がいろいろなところでなされるかと思いますが、その際にもこの法案の趣旨が生かされるような形で運用していくということが必要ではないかと思っております。

申し上げたいことはたくさんございますが、とりあえず以上で終わらせていただきます。

○委員長(藤村道子) ありがとうございます。次は、前田参事人にお願いたします。

○参事人(前田雅英) 前田と申します。専門は刑事法の研究をいたしております。

この委員会に呼んでいただいた一つの理由は、昨年度この風通法改正の前提になるような問題について何人かの先生方と研究会をさせていただいた、堀部先生とはまた別の研究会でござい

勉強させていただいたということであろうかと存じます。このような場に呼んでいただいて本当にありがとうございます。

インターネット一般に関しては堀部先生からの御説明で、私それにつけ加えることは基本的にはないんですが、ただ一つ、繰り返して申し上げるとすれば、やはりこれから非常に重要なものである、健全な発展が必要なものである、家庭にも入り込み得るし、小学生までも見得るものである。いわば社会の中での太い大通りみたいな、情報通信の大通り、公道みたいなものですから、そこに裸の女の人の写真を置いておいていいのとか、そののが私なんかの基本的な発想の出発点で、そういうことは家庭の監視に任せればいいというように言い方もされるんですが、私は、やはり今の段階で、刑事の世界から見ると、今から申し上げる幾つかの問題点がございまして、法的な規制も必要であるという考え方をとっております。

むしろ、法案に私は不満といえますが不十分なもの、先ほど堀部先生のお話にも出てきました暴力的表現をどうするかという問題もありまして、それをさておきまして、わいせつ表現にいたしまして、これは風通法の改正ですから、業にしないものについてはチェックというのは及ばないわけで、今後の課題として残ると思っております。ただ、その意味でマスコミの一部にはさる法だといふような言い方のコメントもあるようですが、間違いない、できた方が社会のためになる、むだにはならないというふうには私は考えております。一つは国際的な観点、先ほど御指摘がありましたけれども、刑事の世界の国際的な観点で、ほかの部会であると思いますが、幼児ポルノが非常に問題になっております。インターネットにおいて幼児ポルノの占める割合というのは非常に高いし、日本が発信源になって世界に幼児ポルノをばらまいている、それでお金を取っている、こういうことに対して何ら手をこまねいて見ていいのかという批判は当然あるかと思っております。それから、

業として行ふもののかのりの部分は間違いないや
はり暴力団につながって、その資金源になつてい
るということは明らかだと思ひます。

プロバイダーの、後でも触れますが、ほとんど
というよりはほぼ全部のプロバイダーはまともと
いいますか、きちつとしているんだと思ひます。
です。ただ、ごく一部にわいせつ画像を集中的に
扱うところがあつて、これは他の研究会で出た話
ですが、三つないし五つプロバイダーをとめた
らわいせつ画像のほとんどはなくなるだろう、非
常に大量なプロバイダーのある中で問題のあるプ
ロバイダーというのは非常に特定している。そう
いうものに対して、表現の自由とか営業の自由と
いうようなことで法の網を一切その人たちのため
に外してしまうのが合目的なのか、合理的なの
かという感じがいたします。

そういうプロバイダーのものには、ソーブラン
ドの宣伝とかストリップの宣伝とか、そういうも
のが載っているわけですから、そして、関連して幼児
ポルノなんかにつながるようになっていく。これ
はやはりほかの警察なんかのお調べでもそうであ
るが、暴力団につながる。資金はそちらに流
れている。それに対して、やはりほかのアダルト
ショップで行っていることに對して風適法で網を
かけているわけですが、なぜインターネットで
やっただけで網がかからないのか。これは国民
は納得しないと思ひます。

その網がかかるようにすることによって表現の
自由が害されるのだと思ひます。私は問題だと思ひま
すが、今回の法案は、先ほど申し上げましたよう
に非常に限定的といひます。それから、青少年
に對して具体的に確認をしないで販売したりした
者についてのみ、しかも処罰ではなくて指導する
ように、そして指導に従わないときに初めて処罰
が出てくるというような構造になつておりまし
て、憲法上の問題、これは私は含まれていないん
だといふふうに考えています。

もちろん、この法案に関してはマスコミ等とい

ろいろな批判がございまして、外国から入って
くるものに対して日本国内だけ規制しても何の意味
もないではないかといふことなんです。これは
全く違ふと思ひます。外国のものは、今はもう大
体クレジットカードの番号が必要で、それから
日本人が好んで読むようなものは、外国から
送ってくるように見えて日本人が送って外国から
発信する。外国のサーバーにおいてやるわけであ
るが、そこがとりまきと、私はかなりの量のわい
せつ画像、有害情報といふのはストップできるん
だといふふうに考えております。

それから、この法令に関して、文言があいまい
だといふ御指摘がございまして、これは使われて
いる概念といふのは、専ら、性的好奇心をそそる
ための映像を露出する場面又は衣服を脱いだ人の
姿態の映像を見せる営業、これは現行法で使わ
れている概念です。これがあまいだといふことは、
現在の風俗規制全部があまいで、それを
やっただけでいいかといふことになるわけで、この
概念があまいだといふのは、私はちよつと形式
論、弁護士さんの中にそういう議論があるんでは
ないか。

あと、プロバイダーに対して一定の義務を課す
わけですが、私はこれは必ずしも検閲を要求して
いることにはならないのではないかと。

わいせつ映像、ここで使われているわいせつと
いう概念は、今申し上げた青少年に見せてはいけ
ないような性的好奇心をそそるようなものより
もつと狭いわけだといふ刑法上の概念です。そ
れを見ただけで処罰される概念です。このわい
せつな映像を記録したことを知っていたときには
必要な措置をとる。わざわざ調べてわいせつ画像
があるかどうかをチェックしろといふ言ひではない
んです。通報なんかを受けて明らかに知つたこ
とにはそれに対応する措置をとる。これによつて、
間接的ではあります。不当な営業所を排除するとい
う効果はねらつて、不十分ながらも私は意義の
ある規定ではないかと考えております。

もう一つこの問題に関して、法律家の世界での

議論が流動的だといふことがあるんですが、いろ
んな御意見があらうかと思ひます。ただ、一つ
はつきりしているのは、インターネット上のわい
せつに對してのコントロールに関して、これは今
申し上げた青少年に對しての広いものではなくて
狭いわいせつ画像ですが、判例がたゞさん出てお
ります。そして、判例には一つの揺れもございま
せん。全部有罪です。そのときの基準は完全に固
まつています。ですから、わいせつに對してイン
ターネットだから議論が揺れているという議論は
誤つていふと思ひます。少なくともわいせつ概念
に對して、わいせつをインターネット上規制する
といふことに関しては、裁判所以下検察に揺るぎ
はない、これが世の中に私は定着していくと思ひ
ます。

ただ、もちろんそういういふまでも外国からのも
のが全く消えるわけではございませんで、抜け道
は残るし、穴だらけといふふうに見えるかもしれ
ませんが、しかし、まず今の段階でこの一歩を踏
み出して規制をしていくことが大事なインター
ネットという通信手段、我々にとつては研究の非
常に重要な手段でもあるわけですが、これを発展
させていくために非常に有意義だといふふうに私
は考えております。

以上です。

○委員長(藤村清治君) ありがとうございます。

次に、遠藤参考人にお願ひいたします。

○参考人(遠藤毅君) 遠藤でございます。

私は、社団法人テレコムサービス協会、第二種
電気通信事業者四百二十五社がつくっている協会
でございます。そこで事業者倫理委員会というの
をつくつておりまして、その委員長を務めさせて
いただいております。

私も、一昨年の六月から総会の決議によりま
して事業者倫理委員会というのをつくりました。
それで約二十カ月をかけたしまして、ことしの二月十
六日に我々の事業者のインターネット等の苦情処
理に関するガイドラインといふのを発表してござ
います。これはホームページにも載つておりますし、

こちらの方にもお届けしてあると思ひます。

これをつくる過程において、全委員のアンケー
ト等を数回とらせていただいたり、それから各弁
護士さん、それから学者の先生方の御意見も賜つ
たり、教育の方の御意見を賜つたりしてつくつて
まいりました。この過程でいろいろと考え方とし
てまとめてきていたわけですが、この二月十六日
に我々が発表しました後、実は二月の末に風俗法
の問題を御説明いただきました。私も、それに
關しまして警察庁の方に御意見を申し上げており
ます。警察庁の方から三月の初旬にお答えもいた
だいております。

そのとき我々が懸念した事項、このことについ
てちよつと御説明したいと思ひます。

一つは、ダイヤルQの時点で、ダイヤルQが一
言にわいせつといふ形で、ダイヤルQイコールわ
いせつといふことになつてしまつたために、正常
なサービスに對してダイヤルQが使いにくくなつ
てしまつた、こういうようなことが実はありまし
て、ダイヤルQも早急に正常化をしなければなら
ないという立場をその当時とりましたのが第二種通
信事業者でございます。

そういうようなことを考えまして、我々は映像
の営業者ではないんですが、映像を仲介する事業
者という位置づけにされておりました。心配しま
したのは、インターネットイコールわいせつ事業
者といふような風潮が立つてしまつたといふこと
とを考えた。

それから、お答えをさせていただいてございま
すし、結果としてはなつていまして、事前事後を問
わずサーバーの中を調査するといふことは不可能
に近いだろうといふことで、調査義務を課せられ
る、こういうことについてはいかがなものかとい
ふことです。

それから、わいせつ、違法といふものの判断、そ
れはある程度の判例に出ているといふことでガイ
ドラインをお示しいただき、具体的な明確なもの
をお示しいただければ判断をできるんですが、

わいせつだけではございませんで、今度のものはわいせつという問題だけで我々通信事業者がうたつておりますが、そういう判断の基準をきちんと具体的にお示しいただかないと、我々が判断するということは非常にロードが大き過ぎるのではないかと、そういうことを申し上げております。それから、知ったとき事業者が措置するという事です。これは我々のガイドラインでも、我々が知つて必ず迅速に利用者からの苦情に対して措置をする、それから立場としては段階的な措置をする、急激な措置ではなくて、要するにやめてくださいというお願いをして、それから停止に行つたり解約に行く、こういう段階的な措置をしようというのには我々のガイドラインの精神も同じでございますが、要するに措置をしたことによつて、一方、我々は電気通信事業法に縛られておりまして、通信の秘密と検閲とに縛られております。

そういうようなことで、よかれと思って自主的に措置をするということを我々は決めておりますが、措置をしたことが別な法律で訴追されるというようなことのないように、アメリカにはこのような法があるそうなんです、日本にはそういう法律はございませんで、懸念しているのは、そういうよその法律によつて、よそというか我々の本来の法律によつて訴追されるというような行動がないようにということを心配しております。

大体、申し上げたい意見はそういうことでございますが、先ほど先生方がお話しなさいましたのであれだと思いますが、インターネット自身というのは、我々が考えましたのは、ホームページというのを御存じだと思いますが、半分は要するに掲示板みたいに見える、先ほどの、道路で大通りで見るといふ部分、それから一対一のメールで郵便で通信をしている、この部分とが一緒になっておられますので、我々はガイドラインなんか分けて措置するということをしております。

この風営法全体に対して最初我々の立場も、青

少年に関して有害な情報を流す、そういうようなことに對してはいはいはございませんで、基本的にはそれに賛成しております。

ただし、これだけでいいのかという問題では我々は疑問を感じておまして、青少年に對してというのであればこれだけでは十分じゃないかと我々も考えていますけれども、我々事業者の苦情処理の実態を見ましても、この問題はごく一部の問題です。もっとインターネット犯罪というのは大きなグローバルな問題でございますので、これはやらねばならない方がいいたと思います。が、これだけでは非常にインターネット全体をするのには不十分であらう、こういうふうな意見です。よろしゅうございましてでしょうか。

○委員長(藤科満治君) ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村公平君 自由民主党の田村公平と申します。

三人の参考人の先生の方々、きょうは本当に忙しいところがあるとうございまして。

最初に、堀部参考人にお伺いしたいんですが、OECD等でも検討され、また郵政省の研究会が二回開かれたけれども、法的規制というよりもそこまでの結論に至っていない、この点をもう少し掘り下げてお聞かせしていただければと思います。

もちろん、私自身もインターネットというのが次の日本を含めた世界の新しい産業になり得る大変大事なことだとは思っておりますが、その中で、問題点の中に基準のあいまいさとか性に関する、あるいは国際化している状況での対応の困難さ等々ございまして、風通法の改正、午後から質疑が実はあります。その中でいせつとは何ぞや、基準の中で、このことも、堀部参考人御自身の今までの成果というか研究の中で、これは実は法学者である刑法の前田参考人にもお願いをしたいんですが、刑法で言うところの、前

田参考人のお話によりまして、業として行うもの、つまりプロバイダー、たしか、私聞き間違いないけれど二ない三ぐらいのどこを押さえるとはほとんどそういうわいせつ画像は押さえられるという話でありました、ならば現行法の中でくくれないんじゃないかという気がいたします。

あわせて、それに対して先生の言うところのわいせつというものの基準、これはチャタレー事件でも同じように、私なんか中学生のころは友達に女の子の裸の週刊実話とか何枚か切取みたいなものを持ってきて胸がときめいたこともありましたが、あれども、今ごろあんなものを見たら、それが何じやいというくらいで、この前も警察の方で、僕がモザイクと言ったら警察の方があれはモザイクじゃなくてマスクと言ったというんで、それを外すソフトもあるというんで外したのを見てみましたがあれども、動かぬ絵で別に飛びかかって来ぬし、それが一体何のものと。もちろん、人類発生以来、性というものは大変大事なもの、今日我々が生きておるのも性というものがあつたおかげで生きているわけですから、それに伴い古代ギリシャの時代からいろんな文学や芸術も生まれてきたと思います。そういう観点からして基準というものの、基準というふうに簡単に使いますが、そこいらもちよつとお教をさせていただきます。

それから、遠藤参考人、いわゆる第二種電気通信事業者として警察庁ともいろいろお話をなさつて、規制がないよりはあつた方がいい、じゃ憲法に基づいた通信の秘密とかそういう別法でという懸念、これはまさに私もおっしゃるとおりだと思います。大体、法律をつくるときに、立法の趣旨というものとそしてそれを実際に運用する現場の警察官、これは非常にばらつきがございまして、裁判にかかって無罪になったとかではちよつと、その間に信用失墜とか実質上の業務停止、新しい産業だけにそこいらを非常に私も危惧しております。

法律があります。これは金銭、酒食等で公正な投票を阻害されてはいけないというのが立法の趣旨でありますけれども、現実問題、選挙をやる者として、現場の警察官は警察手帳を見せて田村公平がおまえ戸別訪問したんじゃないかと、戸別訪問してはダメです。田舎の有権者は、普通に会う警察官というのはスピード違反とか駐車違反ぐらいなんです。私服の刑事にこうやってやられたら現実問題もう何にもできなくなる。一種の選挙妨害にすらなり得るようなことを自分自身が体験しているだけに、参考人のお立場で言いますと第二種電気通信事業者ですから、ちよつとこういうことはどうなっているんやと。それは知った時点でとおっしゃいますけれども、お上ですから、どうなっているんやと聞かれただけで、ある部分手足がなえてしまうようなことも私は容易に想像がつくような思いがするものですから、そこいらの生の、事業者として、もちろん健全でなければ発展はしないわけですけども、とはいながら現実問題、企業を運営していく、会員の方々のことを考えたときに、もう少しそこいらの本音の部分が公開されたらいいと思います。よろしくお願いたします。

○参考人(堀部政男君) ただいまの先生の御質問につきまして申し上げます。

まず、OECDであります、先ほど申し上げましたように、一九九六年の二月にキャンベラでこの問題だけではなくと広く情報問題について議論をいたしました。そのとき以来、この問題をどう扱うかということが関心事になっております。

昨年の一月二十七、二十八、OECDの専門家会合が開かれましたときに、ベルギー政府からは、条約をつくるべきである、こういう提案もなされました。また、フランス政府は、国際協力協定をつくっていくべきではないか、こういう提案も具体的にあつたわけでありまして、それに対して他の国は、それぞれ各国対応している、あるいは対応しつつあつた段階でありまして、もう少しそれ

その状況をみた上で考えるべきではないかというようなことで、OECDの専門家会合では引き続きこの問題を検討していくということになりました。

私が属しています専門家会合の親委員会であり、またICCPTという情報・コンピュータ・通信政策委員会の方で、昨年の七月に会議を開くというのをいたしました。また、十月にも会議を開く。そこにはまた各国それぞれ持ち寄りまして議論をしたところでありましたが、なかなか統一した行動というのは難しいという状況にありまして、各国の経験あるいは情報をお互いに交換するということがとまっております。

それを踏まえまして、先月三月にまたOECDと、これはビジネス・アンド・インゲス・トリ・アドバイザリー・コミッティーという民間団体がありまして、その共催でインターネットの問題の自主規制についての国際会議がありまして、日本からも出たと聞いております。

そういうようなことで、OECDでは今のところまたった見解を出すに至っていないという状況にあります。そうした議論を私自身がしてきているということもあり、また郵政省の場合、先ほど申し上げましたように電気通信事業法との関係でどうするかということがなかなか結論が出にくいというところがあります。そこで、引き続きこの問題を検討していこうということになりました。二回引き続き検討いたしました。法規制ということも提案するまでは至っていないというところがあります。

その一つは、先ほど言いました表現の自由とのかかわりというの、そういうことを非常に強く主張される方もおりますし、また法を、プロバイダーの責任をどうするのかということにつきましても、先ほど遠藤参考人が言われたようなことが出てまいりまして、なかなか法律の中に何か書くというのがまだ熟していないような状況だと判断いたしました。

私自身、例えば電気通信事業法の中に電気通信

事業者の責任というものを条文として書くこととすればどういふことになるんだらうかということと考えてみました。なかなか表現が難しいということと、そこで引き続き検討をしようということになっております。

それから、わいせつにつきましましては、御存じのとおり「チャタレー夫人の恋人」で最高裁が示しました三要素がございまして、それが日本ではわいせつの定義として使われております。その定義も、その時代時代に応じて実際の適用の面では変わってきているというふうに見ております。

わいせつにつきましましては、先ほど前田参考人が言われましたように、法的には確立していると思えます。ただ、実際の適用におきましては、変化してくる状況にどう対応するのかという点ではさまざまな議論が行われております。

これは他の国におきましても同様でありまして、このあたりは先生御指摘のように、いわば性というの、人間の基本にかかわることです。それぞれの国の対応の仕方も異なるのは当然かと思えますが、こういうインターネットで情報自由に行き交うような時代になってまいりますと、やっぱり何かでできるだけ調和のとれた基準みたいなものが考えられていくべきではないかというふうになっております。

○参考人(前田雅英) 御質問の件ですが、一つは、わいせつの基準は今堀部先生が御説明になったとおりなんです。動きますので、我々が講義するのでも、戦後、映画でキスシーンがわいせつだったわけですね。今は道端でやったりするわけですね。確かに動かし、最近の例でいえばヘアが出るのがわいせつだとして取り締まっていたのがやめたりしています。

ただ、動くからといって基準がないということでは私はないんだと思うんです。少なくともその業界の人にとっては基準は非常に明らかで、そのぎりぎりのところで押し戻りつばぜり合いをやっているわけですね。この程度までは大丈夫だとちよつとボールを遠くに投げてみて、たたかれ

て、許されたから先へ行く。

ただ、いずれにせよこの法律では営業としてやる人を対象にしていますので、どこまでがわいせつかどうかというところで行動がシユリンクするとか表現の自由という議論は、私は現実性がないのではないかと気がするというところでござい

ます。あともう一つ重要なのは、今プロバイダーがコミットしなきゃいけないわいせつという概念のほかに、もう一つ、有害情報ですね。これももつとあいまといえばあいまなんです。が、やはりそれは、家庭内でお子さんやお孫さんが自分でスイッチをひねって見ているものとして許されるかどうかというふうな考えてみたときに、そのコンセンサスができにくるし、これも業界ですから。そうすると結局、今青少年に見せてはいけないものというのがある程度スタンダードでできているわけですね。指定している。それと同じような基準をそのまゝインターネットに持っていくというわけですね。それで、それほど不明確になるという御懸念は無用ではないんですが、余り強く考えなくてもいいのではないかとこのように私は考えるということとでございます。

それから、プロバイダー二社というふうにとらえたところとあれで、私が専門家から聞いたのは三社から五社というふう聞いていたんですが、そこにはかなりわいせつなホームページが集中している。これはもう何万という数に恐ろしくなるんだと思います。ホームページ自体として見ますと、しかし、業者としては非常に限られたところである。大部分のプロバイダーというのは非常に健全な情報に限って、それからチェックもしている。

ところが、一部のプロバイダーは、それによってヒット率といいますが要するにテレビでいえば視聴率ですが、それを上げる最大の道具はわいせつですから、かえって奨励しているプロバイダーがあることは事実なんです。そういうものに對して表現の自由という名のもとに何の規制もでき

ない、これはおかしいと私は思います。今回でも十分知って、しかも恐らく現実に行われる手段としては、警察からこんな流れに流れているんで、これはわいせつ画像ですよというものがそのプロバイダーにいつ、プロバイダーにとめさせるという段階になると思います。

芸術家が見てこれがわいせつかわいせつでないかというふうな、子供にまじりかどうかというふうなことを迷うかもしれないというふうな議論があるわけですが、今回は業者ですから、自由に見せようとか芸術の表現としてというふうな人たちはなくて、それによってお金を取つてもうけようとしている人たちに、コントローラするということ意味で特定のプロバイダーに対してこういう非常にえんきよきな義務を課すということは、私は問題はほとんどないというふうな考えております。

○参考人(遠藤毅君) ただいまの御質問にお答えする前に、我々の事業形態をちよつと御説明しておいた方がいいかと思います。先生方もちよつとお間違ひになって発言していると思うので、プロバイダーの形態としましては、お客さんにアクセスをさせるプロバイダー、ゲートと言いますけれども、電話をかけさせてきている、それを専門にしているプロバイダーと、要するに画面が入る倉庫となります。サイバーという入れ物を貸す倉庫屋さんとなるプロバイダー、それからコンテンツという倉庫の中身をつくる人たち、こういうふうに分かれております。ほとんどのところが最近コンテンツプロバイダーというのを兼業することが始まりましたけれども、アクセスプロバイダーから始まっております。

我々会員の方の実態を見ましても、アクセスプロバイダーとサイバー貸しのプロバイダー、要するに運送屋さん倉庫業というところから始まっております。その中身をつくる、今問題になっておりますのは中身の問題で、荷物の問題なんです。そのところがございまして、何をまづお話ししておかないかと思ひます。

それから、御質問の点でございませうけれども、我々のガイドラインを見ていただきますとわかりますが、我々も一昨年から実はお客様とそういうような問題に両方になるわけですね。両方になっているのが事業者ということだと思えます。事業者にはお客様が確かに悪いものを見ればいろんなクレームが来ます。

それから、警察の方も来るという形になるんですが、その捜査の方に関しては、我々は要するに強制捜査、令状を持って、しかもその令状が通信の秘密を侵さない、その本人だけとかという個人のプライバシーの問題もございませうけれども、その問題だけであれば当然国民の義務ですから強制捜査に対しては対応すると。それから、任意捜査に関しては、これは通信の秘密に属する場合には訴追がされないという判断をいたしまして、それは基本的には協力してはいけません、判断で協力してよしいということをや我々はうたっていますが、原則としてはこれは通信の秘密の部分だけはお断りしようかと。

それから、先ほど言いましたように、情報を見せるサーバー貸しというか、ホームページという街頭に出ている掲示板のようなものを載せる。これの内容については通信の秘密に当たらないのではないかと、こういうような解釈をして、ガイドラインをつくっております。

以上でございませう。

○田村公平君 どうも、参考人の方々、ありがとうございます。午後からの審議に役立てたいと思います。

終ります。

○小山峰男君 民友連の小山峰男でございませう。きょうは、三人の先生方、大変お忙しいところ、御苦勞さまでございませう。

私は、まず堀部先生と前田先生にお聞きしたいと思えます。

現在の世相の中で、わいせつという問題だけではなく解決しない問題が多いとお話がありました。先ほどの幼児ポルノだとかあるいは暴

力だとか、あるいは爆弾の製造方法を教えるとか、考える世の中に害を流すというものは相当あるというふうに思っております。

今回はわいせつを主題とした法規制というふうになっているわけですが、今言われたような問題をやるのであれば、風営法だけではもうとても手に負えないだろうというふうに思っているわけですが、私にはこれらの問題はやっぱり青少年の健全育成という観点からいろいろな問題を総合的に考えるべきではないかというふうに思っております。お考え方がかかという点をお聞きしたいと思います。

それから、遠藤参考人には、先ほど、自主的措置について他の法律で訴追されるというふうなことがあつては業者としてはやりきれないというお話があつたわけですが、これ、何かいい方法といえますか、例えばそのものを、警察と言つていいのかわからない、そういうところで判断してもらつて責任はその人にあるというふうに考えられるのか、それなのかわからないことについてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○参考人(堀部政男君) ただいまの小山先生の御質問についてであります。欧州連合で議論をしてその結果を文書にしているものがあります。

そこでは、インターネット上の違法な情報の範疇に含まれるものとして、児童ポルノは当然挙げられていますが、それ以外にこういう言い方をしております。

国の安全保障というところで、その括弧の中で爆弾のつくり方、麻薬の製造方法、テロ活動を扇動するもの。次が未成年者の保護というところで、またその括弧の中で、悪質な販売行為、暴力、ポルノ。それから次に人間的尊厳の保護というところで、人種間の憎悪や差別を助長するもの。最近このヒューマンディグニティーという言葉を言葉もかなり使われたりしております。国際会議ではこれとどうするかということがよく問題になってまいります。

次が経済的安全性というところで、また括弧しまして、詐欺、クレジットカードの偽造を教示するもの。それから次が情報の安全性で、悪質なハッキング。プライバシー保護ということで、個人情報報の不正利用、電子的ハラスメント。それから次に名誉の保護ということで、中傷、違法な比較広告。最後に知的財産権ということで、これは著作権保護を受けているものの無許可での流通、こういうものを挙げております。

これは欧州連合でつくった文書でありますけれども、これなどいろいろ私も検討してみても、おりました。このうち日本でも現行法で対応できるものは何かということも考えていかなければならぬといふところであります。欧州連合が全体として、イリーガルコンテンツとして問題にしていますのはかなり広いものになっております。日本ではいふまでも違法なもの以外に公序良俗に反するものも含めて検討の対象にしているといふところがあります。

幼児ポルノにつきまして、先ほど前田参考人からも出てまいりましたが、こういうこともありますので申し上げておきたいと思ひます。

これはそういう国際会議などに出ていふと、日本から発信されている情報の中に幼児ポルノ、チャイルドポルノがかなりある、これはそれぞれ国でそれを受けているわけですが、それの国では違法である、なぜ日本はそれを規制しないのか、こういうことをよく聞かれます。ホームページの上でロードマップというのがついていたりするので、これは明らかに日本だ、こういうふうには指摘されるわけでありませう。日本の場合には幼児ポルノそのものを違法とする規定はありません。刑法百七十五条のわいせつ罪に該当すれば処罰する、そういうことであるとまず説明をするわけでありませう。そうしますと、幼児をきちんと保護しないのかというふうなことで、何となく日本といふのは子供を大事にしないというふうな見方をされるというところもあります。

この議論は、例えばイギリスにはインターネット・ウォッチ・ファンデーションという民間のインターネットを監視している機関がありまして、そこにも行っているいろいろな意見交換しますと、日本のこれとこれは明らかにイギリスの法律に違反している、日本はなぜそれを放置するのか、こういうことも言われます。

その話はいろいろな機会に私もしてきていふところでありませうけれども、そういうふうなそれぞれの国の対応の仕方が異なるところを一体どう調整していくのかということもこれから国際的には、これからというより既にいろいろ議論は進んできておりますが、さらにこれからは国際的に検討をしていく必要がある問題であるといふふうに考えております。

○参考人(前田雅英君) 非常に重要な御指摘、御質問だと思ふんですが、今の幼児ポルノも一つとして、幾つかの政党の方に御説明を申し上げたことがあつて、この委員会とは直接関係ない議員立法をしていて、この委員会とは直接関係ない議員立法を申し上げたことがあるんですが、インターネットに絡むものとして暴力、性全部を一まとめにして、何が立法しようというの、できればそれが一番いいわけですが、私は現状では非常に意見の調整とかすり合わせが難しいので、モザイク状ではあります、できるところから問題のない形でそれぞれの部分できつと規制していただくのが一番合理的なものだと思ふんです。

その中で、この法案というものはインターネットに対して法的に踏み込むという意味では画期的なものになるわけですが、これができると、ほかの法規制、例えば幼児ポルノをインターネットに載せたことに関してどうコントロールしていくかというふうな議論に非常に大きな力になっていく。その意味で、この委員会の審議というものは非常に大きな意味を持っているといふふうに考えております。

あと、先ほど遠藤先生御指摘のように、プロバイダーといふのはいろいろな種類があつて、私なんか念頭に置いて、わいせつ画像のときには場所貸

し、サーバー貸しとかホームページをコントロールするものを中心に考えているわけですが、今問題になった暴力とか、それから薬物の売買とか、それから爆弾のつくり方みたいなものというのは、むしろ別のタイプのEメールのやりとりを管理するようなプロバイダーの仕事の方にかかわってくるのかと思います。

ただ、今回の議論に関して言えば、やはりわいせつな画像みたいなものを知ったばややはり明確に違法だということに関してはコントロールしていただくという範囲にとどめておくというのが合理的で、その意味でのプロバイダーというのは、私なんかのイメージとしてはホームページを中心としたものを考えているということです。

ちよっと委員の御質問とずれてしまつて恐縮ですが、確かに暴力その他のことに關しての議論もぜひこちらから先生方に関心を持って取り組んでいただきたいというふうにお願ひしたいと思ひます。

○参考人(遠藤毅君) 御質問の趣旨は、ここにおられる堀部先生が昨年、一昨年とやられています郵政省の情報流通ルールに関する研究会の報告書で、実はナショナルセンターみたいな苦情処理機関みたいなものができてというようなことの提案がそこには書かれております。我々としても今ガイドラインができたからいいということではなくて、我々がこれをどうやって運用して実効性を高めた方がいいのかというのはこの課題として研究するつもりでおります。

確かに、どこかへ行つて我々が問い合わせをして、これは何だという判断をいただいて、それで自分たちの行動をそのまま実行するということがあれば訴追される危険はないわけです。それが、そういうような人間が各社に、教育をして、それが毎年研修して、判断をする人がいるとか、何かそういうことについて我々は研究していきたい、今後至急研究していきたいと思つております。今年度の研究課題には入るかどうか分かりませんが、今年、来年に續けてその研究課題をぜひやっ

ていきたい。これらについても実はOEC DとAPECで我々各々のガイドラインを紹介いたしましたので、外国からのいろいろな情報も取り入れていきたい、こういうふうな考えでございます。

○小山崎男君 どうもありがとうございます。

○委員長(兼科満治君) 参考人の方、大変恐縮でございますが、簡潔な御答弁をいただいておりますけれども、十分間の質疑でございますので、なお一層御協力いただきたいと思います。恐縮でございます。

○魚住裕一郎君 公明の魚住裕一郎でございます。では簡潔に私も質問させていただきます。

まず、堀部先生、先ほど今回の規定の評価をされましたけれども、概括的なかなかな基準としてわからないのではないかとお話しもあつたと思ひます。

そこで、アメリカの昨年の通信品位法、これはわいせつと下品な、大体日本のアダルト物は下品なというような概念に入りますが、それについてはFCCなりあるいは議会の議事録を見なきゃわからない、だからこれはあまいだから違憲であるというような判決が出たと思ひますが、同じような志向性のお話だったかと思つたものですから、この判決の評価についてちよっと教えていただければと思つております。

それから、前田先生、先ほどプロバイダーの業者の中で暴力団に關与しているところもあるというふうなお話でございますが、これはかなり実証的にきちつと検証されているんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、遠藤先生、今苦情処理機関というふうなお話ございましたけれども、放送局もNHKあるいは民放連で自主的な苦情処理機関ができました。そういうようなものを目指しておられるのか。それには、放送ではブライバシーの問題が中心でございましたけれども、非難、中傷であるとか、そういうようなものまで含まれてくるのか、あるいは危険な情報まで含まれるのか、ちよっとお教えいただきたいと思います。

○参考人(堀部政男君) ただいまの魚住先生の御質問でございますが、アメリカのテレコミュニケーションズ・アクトという一九九六年の法律、その第五編がコミュニケーションズ・デュー・センシティブ・アクト、これを日本では通信品位法などと訳しております。

そのうち違憲であると主張されたのが二つの言葉でして、一つはインディセントというものであり、もう一つはパテントリー・オフエンシブというものであります。このインディセントというのが日本では「下品な」、デュー・センシブに対するもので「下品な」と訳しておりますが、日本語で言う「下品な」というよりもやはり「卑しいな」という部分も少し含んだ概念であるというふうには私は理解しております。

これにつきましては、連邦議会がこういう規定を入れましたのは、今、先生御指摘の放送の分野でパシフィカ・ファンデーションという判決がございまして、そこでは放送においてはインディセントな表現を規制してもこれは合憲であるという判決が出ております。それをインターネットといひますが、あるいはパソコン通信やなんかの分野で、そういうところでインディセントを入れても合憲だというのがその法案にその言葉を入れた立場の方の意見でありました。

それに対しては、アメリカの市民団体、それからインターネット関係の事業者も含めてまして原告になって訴えを提起するということになりました。その際に実際にこれはアメリカで意見交換もしてまいりましたが、インターネットと放送とは違つたということを相当強く主張しまして、裁判官もそれを認めて、インディセントというものはやはりあいまい性、漠然性ゆゑに無効、違憲、あるいはボイド・フォー・ベグネス、漠然性ゆゑに無効、こういう判例上の判断基準に従つて憲法違反である、こういうことを言つたわけであります。

日本の規定は、そこがかなり性的好奇心とかあるいは衣服を脱いだ者というふうなことで、かなり具体化しているというふうには私は見ております。しかし、恐らく今後運用していく段階になりますと、もちろん実際に適用を受ける、あるいは届け出を義務づけられた人たちがやういふのは少数だと思ひますが、そういう人たちがやはり十分理解できるように解釈基準のようなものを示すことによつてこのあたりをより明確にしていきたいと思います。というふうな考えで、先ほどそういうふうに申し上げました。

○参考人(前田雅英君) 簡潔にお答えいたします。この参考資料にも私の論文を引用していただいているわけですが、具体的に株式会社になつているプロバイダーの株のかんりの部分を暴力団ないし暴力団舎弟が持つてゐるといひます。シェアしてゐるという実証的な事実がございまして、それから、それ以外にやはりその内容とか関連する産業、裏ビデオとか、そういうものとのつながりとかから見て暴力団との関連性が非常に強いと客観的に推定されるものがたくさんあるということとは間違ひない事実です。

○参考人(遠藤毅君) 苦情処理機関について、今民放連とか映倫とかいうような形のようなものを考えているのかという御質問に對しましては、今現在我々の中で意見があることは、事業者だけで判断をするとかいうことはできないだろう、ですから何とかニューラルで透明性のある第三者的な機関、それをつくるためには我々が努力して協力することもやぶさかじゃないというのが大半の意見だと思ひます。

○魚住裕一郎君 終わります。

○渡辺四郎君 社会民主党の渡辺でございます。三人の先生方から見れば私は全くの素人であるものですが、大変初步的な質問になるかもしれませんが、至急研究していきたい、先ほどの御意見の中で、特に調査義務を課さないという御意見がありました。

これについてでございますが、これはお話があ

りましたように、一つは電気通信事業法、この通信法の内容を読んでみますと、国または公の機関は電気通信事業の取り扱い中に係る通信の内容を調べることはできない、こういうことで、これは禁止行為として明確に電気通信事業法にもうたわれておる。こういうことの中で、例えばおかしな人じゃないかということでは、例えばおかしな警察の方からひとつ調査をしたかどうかというように、これはもう事前事後を通じて調査をするというわけですが、現在、自主規制もやられておりますし、業界自身のガイドラインも持つておられますが、今日まで幾つか意見があったと思うんですけれども、何かそこで争いになったりあるいは紛糾したりというような事実があったでしょう。

○参考人(遠藤毅君) 私どもの方の事例、要するに調査に関する事例としては、つい最近、これは新聞報道なんです、ベッコンメさんの方であったのは、実は強制捜査なんです、捜査令状の方が広範囲に全宅帳みたいな形で書かれていた。それで、それを持つていつてしまったんですが、その中の本当の被疑者というのはごく一人とか何人とかだった。そういうときに、やはりそれ以外の人のやつを出さないようにしようというところはあったかと思えます。こういうお答え方でよろしゅうございませうか。

○渡辺四郎君 いろいろ参考人の先生方を中心に出版された文献等も読ませていただきました。今の自主規制、ガイドラインの中で、かなり一〇〇%近く解決しておるというような文献も読ませていただきました。

それで、やっぱり私らが一番心配するのは、今遠藤参考人からお話がありましたし、堀部参考人からもお話がありました、今度の法律の中で、わいせつという定義ですが、これが何なのかというところはないし、それはあくまでプロバイダーの判断にゆだねるということになりますと、

なかなかやっぱり難しさがある。それに片一方では、電気通信事業法で枠がはまっているという状況でありますから、先ほどお話がありましたように、板挟みになるというのは三つも四つも事柄が重なって、そういう状況が出てくると思うんですね。

ですから、私もできるだけこれを実施していくということになれば、わいせつという定義についてやっぱり業者、業界の皆さんが一見すればすぐわかるというようなことを示さなければならぬかな大変なことになると思うものですから、申し上げましたように調査義務についてはこれは私はやっぱり絶対にかちやいけないと、こういう立場で申し上げました。

以上で私は終わります。

○参考人(遠藤毅君) 私どもの要望を理解していただきまして、ありがとうございます。我々の方もその調査義務の観点から事前事後にも及ばないようにといいことは懸念していることでございまして、よろしくお願いしたいと思えます。

○渡辺四郎君 終わります。

○有働正治君 本日はありがとうございます。大局的に大変貴重な御意見で、それぞれのお立場、理解できる内容でございました。とりわけ今、性をめぐる異常な事態というのはこれからの日本社会の発展の上でどうしても解決が迫られている国民的な課題である、これは各分野においてそれぞれ全力を挙げて取り組まないと日本社会は大変な事態になり得る、そういう点からいってたら国民的なそれぞれの立場からの世論と運動を含めましてやはり取り組まなければいけない課題ではないかと、この点ではそれぞれの参考人の方々も同じ立場で御尽力されていると理解しているわけであり

堀部参考人にお尋ねしますけれども、プロバイダーに対する規制、一定の緩やかな規制と申しましようか、そういうものとインターネットの発展とのかわりて今回のような法改正が行われた場合、インターネットの発展の障害なり阻害なりと

のかかわりはどういうことになるのかということでありま。

先ほど解釈基準をある程度示すなりしていただく必要があるのではないかと等々お述べになられたけれども、そこらあたりをきちっと示せばその点で少し阻害要因が緩むのかなという気もしいわいけではありませんけれども、この点いかがでございませうか。

○参考人(堀部政男君) 有働先生御指摘のとおりだと思います。

先ほどは有害な情報といましようか青少年に對するもので申し上げましたが、もう一つのわいせつ情報について知ったときということ、それは既に議論があるところではありますが、いろいろ意見交換を行ったところでありますけれども、ここがまさに電気通信事業法との関係で問題になりまして、電気通信事業者の場合は三条の検閲の禁止、四條の通信の秘密の保持ということが義務づけられております。

この点につきまして、パソコン通信の時代からこれが非常に大きな問題になってまいりました。それまで電話の場合には一対一で、それはまさに通信の秘密ということと議論になってきたところでありまして、そこはやはりそのままにしておく、それに対して、パソコン通信で掲示板に何か書き込むというもののについて、パソコン通信の運営者も電気通信事業者になりますので、中身を見ていかどうかということが大問題になってまいりました。

そこで、私は個人的には、従来の一対一の通信とは異なる概念、一つの道具概念としまして公然性を有する通信というふうな言葉をつくってみまして、その場合には検閲の禁止あるいは通信の秘密というのとは及ばないのではないかと、これは情報発信している側がより広く見てもらいたいというところで公開しますもので、そこには及ばないのではありませんか。その解釈がもとになりまして、テレコムサービス協会の会員社でありますコモンキャリアなども中身については見ることができ

というところまでは来ております。

しかし、それを常に見ていなければならぬのかということになってきますと、それは非常に大きな負担になるというのが私が聞いておりますプロバイダー側の主張でありまして、そこを今度の法案では「知ったとき」ということで、多分苦情が来たとかということをとらえて調べる、こういうことを指しているのではないかと。そういうふうにもまた解釈をしなければ非常に負担もかかりまして、先生御指摘のようにインターネットの発展を、前田参考人の話からすれば阻害しないということになるのかもしませんが、そういうインターネットの発展を阻害する側面は少しはあるのではないかと。

既に、実はプロバイダーは二千五百社ぐらいあります、これは遠藤参考人にお聞きした方がいいたいという話でして、七割ぐらいはほとんど営業していないという状況の中で、「知ったとき」というのを、常に調査義務を課するというようなことになつてきますと、ますますこの業界から撤退する事業者がふえてくるのではないかと、こういうふうにも考えられますが、そういう意味では若干の阻害要因になると思えます。

ただ、多分この法案で意図しているところはそれほど厳密な調査義務ということではないというふうには理解しておりますので、その限りではそれほど大きな阻害要因にはならないのかなというふうには思っております。

○有働正治君 前田参考人にお尋ねいたします。法改正の内容を方向づけたと思われる昨年十二月の「時代の変化に対応した風俗営業の在り方について」の報告書がありますけれども、その中で通信の秘密と表現の自由といふこの二つのかかりについて一定の議論が行われたんではないかと思うのでありますけれども、そこらあたりがどういう状況なのか、またそれを踏まえて大体どういう方向をお示しになったか、できれば簡潔にお示しい

ただきたい。

それから、遠藤参考人にあわせてお尋ねしますけれども、先ほどいろいろ業界としての懸念なり心配事を述べにされました。当局ともいろいろその点でこの間折衝に努めてまいられたということでありませうけれども、その結果皆様方の御心配なり懸念は大体おおよそ解消されたのか、あるいはもつと明確な基準その他をもう少しお示しいただいて具体化していただくその点が氷解すると申しませうか、非常に仕事のかかりでは解決すると、そこあたりはどういうお感じでおられるのか、お二人にお尋ねいたします。

○参考人(前田雅英君) 通信の秘密、表現の自由というのは法律家にとつて非常に大事な概念で、青少年の健全育成とどちらかということではなくて両方大事な概念で、盛んに議論がなされたわけ

です。この問題に直接関連する部分としては、通信の秘密に関しては、先ほど遠藤先生から御指摘がありましたように、ホームページ型のものであることは二当事者間の秘密という感じではなくて外に向かつてオープンにするものですから、これについて従来型の通信の秘密的な議論はそれほど問題にならないということでコンセンサスがあの委員会ではできたんだと思うんです。

あと表現の自由に関して言いますと、芸術的表現とかいろいろなことを含めてわいせつ表現との切り分けは非常に難しいわけですが、現に問題になつてくるものというものは、特に業として行うようなものに関して言えば、これは明らかに保護に値する表現の自由の範疇を超えている。要するに、わいせつな画像を発信してそれによって金も上げをしようとする人たちに限られて、それがある程度かなり限定した、この法案で言えば従来の風営法で使つていた基準で切り分けていくわけですが、これで切ることが表現の自由を侵すことにはならないという議論であると思ひます。

○参考人(遠藤毅君) 今までお話しした中

に限って、我々代行業者の問題、わいせつ及び有害な方まで広げていないところなどがござ

います。ただし、先ほどから申し上げましたように、わいせつならわいせつの基準、それから有害なら有害の基準というのが具体的に、我々も十一地区、全国に地区の会がございますけれども、それぞれに皆さんがわかるような形でお示しいただかないともう我々は判断に困る、判断が一律にならない、そういうようなことで、そこあたりが一番かと思ひます。

○有働正治君 どうもありがとうございます。

○高橋令則君 三人の先生方には御苦勞さまでござい

ます。端的にお聞かせをいただきたいんですが、今度の風適法の改正の対象となつてゐる画像なんかを見ましてちよつとびっくりしてゐるんですけれども、ああいうことが放任では困るなどいふふうな認識をしております。それは恐らく先生方も同じではないかと思ひますね。

ただ、そうはいいまして、インターネットの世界、そして電気通信の世界でそれが別な意味で法の利益を阻害するというのもうまい悪いと思ひ

んですね。それで、一つは堀部先生にお尋ねしたいんですが、けれども、この風適の今度の案でない形で、電気通信法の世界で別の形でこういうふうな法益を守る方法が、自由にできるというんですか、業界の中

中でできるのかわかりませうけれども、風適の世界ではなくて別な世界でそういうふうな法律という

○参考人(堀部政男君) ただいまの高橋先生の御

質問に電気通信事業法との関係などで申し上げますと、電気通信事業法は先ほど申し上げましたように、従来の一対一の通信を基本にしている関係でむしろ通信の内容にはかわらないという建前になつております。アメリカの方ですとコモンキャリアという言い方をいたしまして、ともかく情報を運ぶだけ、こういう考え方でありまして、何か電気通信事業法の中に内容規制を入れるというのはやりにくいところはあります。そこで、事業者でありますプロバイダーに何らかの責任を課する

ようなことはできないかということで議論をして

みました。まだ結論には達しておりません。この問題、先ほど申し上げましたように、欧州連合、それからOECD、各国それぞれ議論がありまして、各国それぞれの対応をしております。なかなかこれがベストだという方法はないわけであり

ますが、それぞれのところ、政府関係でちゃんと総合的に議論をしてみても、今、何が重要なのか、何を守るべきなのか、何を規制すべきなのか

というのをしていくという方法もあつたのではないかと。今回こういう形で、風適法の改正という

形が出ましたので、それは一つの方法であらうというふう

に考えております。○参考人(遠藤毅君) 今、実効性、要するに我々

ガイドラインをつくつて自主規制をしよう。ということは、二年前にそろそろもう自主規制をしない

とたまたまねという話も出てまいりました。我々必要に迫られてこのガイドラインをつくつて

す。

今インターネット事業者だけで二千五百社、我々二種事業者で五千を超えております。その中、我々が組織してゐるのは四百二十五社でござい

ます。ですから、その他のものが大部分であるということ

でその実効性というものは疑問視されるかと思ひますが、我々も今十地区で実はこのガイドラ

インの説明会を次々と開催しております。我々

会員ばかりじゃなくって非会員に対しても出席を促

している、こういう状況でございまして、この実効性がこれからの問題になつてくると思ひます。

○高橋令則君 前田先生、今お聞きになりました

ように効果的な規制といひますか、風適法によらない刑法とかいろいろな法律でやつていく、そう

いふふうな集積によつて形成されていくというふうな、あえて風適でやらなくてもいいじゃないかという議論もあるわけですが、聞いているとどうも代替性もちよつとなさそうです。他

の世界で法益を守るということも難しいように感

ずるんですが、この辺についての先生の御意見を。○参考人(前田雅英君) 先ほど申し上げましたように、いろいろな分野で御議論をいただいて、まずいところを直していただくということ

きよ

まず、遠藤先生にお尋ねをいたします。
青少年に対してというのであれば、これだけでは不十分でないかという先ほどお話がございましたので、もう少し具体的にその対策はどうしたらいいのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(遠藤毅君) ここで我々に課せられているのはわいせつということだけでございまして、我々がガイドラインをつくる際に違法な部分と、その大ききの上には有害な部分というのがある、これは成人に対して有害なんです。それから、青少年に有害というもつと範囲が広がってくるわけですが、そういうようなことに対する基準なりなんなりというものをと議論していく必要があります。それから、これでは、わいせつというところを処理するだけで不十分ではないかと申し上げたわけでございます。

当然、我々事業者も親でございしますので、我々の常識といいますか、良識の範囲でそういうような問題には善意で対処していこうというガイドラインを示しているわけでございます。

○山口哲夫君 前田先生にお尋ねをいたします。新聞によりまして、今回の法改正は抜け穴があることは否定できない、そういうようなことも書かれてあります。しかも、警察関係者の中からもそういう声があるということがありましたけれども、具体的にどういうことが考えられるんでしょうか。抜け穴というのはいろいろあると思うんですが。

○参考人(前田雅英君) 一番多く指摘されるのは、日本でもともと外国からどんどん入ってきて、子供はやっぱり外国のポルノを見てしまうのではないかと。日本発信のものをとめても、外国のものが見られるではないかというところが一番大きく指摘されることなんです。これについては先ほど申し上げましたように、実は外国のものというのはいくらでもクレジットカードの番号を出さなければ中に入れないようになってきておりますし、この案も、日本のものもクレジットカードの

番号を出さなければ入れないようにしようという案で、それをやりますと、かなり私は限定されてくるのではないかと気がいたします。

それから、外国から送られてくるように見えて、何とかJRPと書いてなくて向こうの何とかcomというアメリカ発信のように見えて、実は日本の業者が向こうのサーバーにおいてやっているものが非常に多いんです。なぜかという、日本語版が非常によくできていたりとか、モデルが日本人向けのものが多いに多い。こういうものもあるから抜け穴が多いといいますが、日本をきちんととめれば、そういうものは私にはかなりとまってくると思えます。私は一〇〇%これとまるとは思わないんですが、かなり効果はあると。

一〇〇%効果が出ない法律をつくるのは、抜け穴が少しでもある法案をつくることは不当であるというふうには私は考えないで、もちろん私としては、初めに申し上げたように、もうちょっと規定の目を細かくしていただいた方がという考えは持っておりますが、現状でこういう案が出てくる以上、この案に賛成すると。それによって出ている穴というのはもちろんないわけではないけれども、つくるメリットの方がはるかに大きいという考えを持っております。

○山口哲夫君 無料の画像の提供、これは規制の対象外だということですが、私も先般実際に見せていただいたんですが、その無料のところを。非常にやっぱ問題もあるのではないかなという感じを抱きましたけれども、その辺はどうなんですか。抜け穴の一つと考えてよろしいのかどうか。

○参考人(前田雅英君) まさにおっしゃるとおりだと思います。私は、やっぱり無料の部分についての手当てというのはいくらも考えなければいけないと思うんですが、そこになりますと、先ほどいろいろな委員からも御指摘がありましたように、まさに表現の自由とか、芸術家が自分の趣味で外に出している、これは美であると思われているというものをどこまで規制していいかということで、非常に紛れが出てく

る。ところが、業者として販売して金をもうける人たちにとっては、これは基準はかなりクリアになつてくると思うんです。

ですから、無料で出している人に対しては具体的にどう対処するかといえますと、それが青少年に有害という段階より一つ上の、刑法上わいせつに当たるということで、刑法百七十五条で処罰できるものについて捜査し立件してやって対処したいなと。そして、それに伴っては、先ほど申し上げましたように、かなりの数が立件されて全部有罪判決がおりているということで、これは私は定着しているわけ、捕まったら処罰されるということが彼らの仲間のうちでも認識されれば次第におさまっていく面はあるのではないかと。ただし、完全に穴を防ぐのは無理だと思っております。

○山口哲夫君 終わります。ありがとうございます。

○岩瀬良三君 改革クラブの岩瀬でございます。きょうは、諸先生方、本当に貴重な御意見をありがとうございました。

それぞれの先生方に一問ずつ御質問申し上げます。堀部先生でございますけれども、このインターネットの世界は国境がない世界なんで、世界が統一していろんな規制をやるのが一番これは望ましいことだと思っておりますが、先生がいろいろ国際会議等で御活躍いただいている中에서도、先ほどのお話の表現をかりれば、国際協力にとどまっているというふうなことがあるのではないかと。それで、各国とも規制をしなきゃいけないという点ではある程度合意があるんだろうと思うんですが、基本的なところで各国の意見が異なるのか、技術的な面で非常に難しいのか、規制の面で難しいのか、各国との規制のあり方についてのいろんな会議等の事柄についてお話しただければというふうに思うわけでございます。

それから、前田先生でございますけれども、先生は十分とは思えないけれどもやった方がいいんだろうという御意見でございます。私も今インターネットにかかわらずテレビでもかなりもつと規制しなきゃいけないんじゃないかというふうな考えも持っておりますけれども、そういう中で、今度の風俗法の改正、これは規制のあり方について各国の中でどの程度のランクというのか、位置というのか、なんでしょうか。日本としては初めてのこんなことなんでしょうか。日本と、そういう点でのお話をいただければと思います。

それから、遠藤先生、業界としてこういう立派なガイドラインおつくりになった点、非常に大変だったと思うわけでございます。また、このガイドライン、国際的なところにも出ているというふうなことがどこかに書いてあったようにも思うわけでございますが、こういう中で、一面では各国ともまた競争していかなくやらないという点があるだろうと思うわけです。先ほど堀部先生の七割ぐらい開店休業しているんじゃないかというふうなお話もあったわけですが、そういう中で、先ほどナショナルセンターというふうなお話もあったんですが、自主規制も含めて、これから業界として要望していきたい、そういうものがございしたら、ひとつお願いしたいと思っております。

○参考人(堀部政男君) ただいま岩瀬先生の御指摘のうち、国際協力という言葉で言っておりますが、なかなかそこが実際には難しいという点は、それぞれの国に主権がある、当然のことなんですけれども、その範囲で法律をつくるというのをしていますので、全体として法律をつくっていくとなるとやはり条約にしていこうというふうなことを考えなければならぬわけであります。

しかし一方では、自主規制を中心に、あるいはフィルタリングソフトというところで実際に受けられないようにするというようなことを通してやるのを基本にすべきであるという考え方のところもありまして、そういうところからなかなか全体として歩調はとれないというところがあります。

現実には、それぞれの国が処罰法規を設けますと、他の国の捜査機関がそれを見まして、イン

ターボールなどを通して指摘をして実際に立件に至ったという例などもありまして、そういう国際的などうか、ボーダーレスになってきたがゆえに新たなそういう協力関係も出ているということも見られます。

○参考人(前田雅英君) 青少年に関する性的な有害情報の規制という意味では、これは世界的な言い分でも国によってもちろんではあるわけですが、非常に緩やかなものというふうにお考えいただいた方が私はいいんだと思うんです。

誤解されがちなんですが、日本は性表現がヨーロッパやなんかより非常に厳しいというふうには考えられがちなんですが、ヨーロッパなどは青少年に対する性的な情報に関しては非常に厳しい規定、コントロールに置かれていくわけなんです。

まして、先ほど堀部先生からも御指摘ありましたように、幼児ポルノ、これに関しては日本の現状というのは世界的に見ると非常にいわば犯罪のな状況にあるといえますか、国際会議では必ず日本の代表がたかれて帰ってくるというふうな状況にあると思います。

その意味で、十八歳未満の者に関する性的情報がある程度コントロールするということ自体は世界のレベルから見ても決して出過ぎたものではない。ただ、いろんな御懸念は、もうちょっと細かいレベルで御指摘があることはあるかと思えますけれども、大きな流れとしてはそういう位置づけで考えていただいて結構だと思えます。

○参考人(遠藤毅君) 私どもの方々からの希望というところで話したかったかと思えますが、これらのことが我々事業者にとって実効性がなければいけないということで実効性を求める方法、我々の協会も非常に貧乏なものですからみな手弁当で、ボランティアでやっているような状況でございますが、そういうようなことを、我々組織率も一割ぐらいしかないという状況下においてこの普及活動を全国にわたって小まめにやっていかなきゃいけない。そこあたりでやっていった結果としてまたいろいろお願いをするということ

を、先ほどのナショナルセンターの問題なんかをもっともつと討議をした上で我々意見を出したいと、こういうふうにご考えておりますので、その節はよろしくお願いいたします。

○岩瀬良三君 堀部先生にちょっと一問だけお願いしたいんですけれども、先生慎重な言い回しだったわけですが、方向としては自主規制の方向へ行っているというふうにご解釈していいのかわかるんですが、その点どうですか。

○参考人(堀部政男君) 各国とも、法的規制、自主規制、それから技術的規制、その大きく分けて三つを併用しているというふうな感じが思えます。そのために、特にアメリカでは昨年の六月二十六日に合衆国最高裁の違憲判決が出ましてから、クリントン大統領みずからフィルタリングソフトをもっと用いるようにということを出しておりまして、そういう形で技術的な対応も図るべきであるという状況が各国で出てきております。

自主規制につきましても、それぞれの国でまたそういう団体ができまして、お互いに情報交換しながら、これは問題であるという指摘をしながら、そういう情報を何らかい方にしていくというふうな努力を重ねてきているということでありまして、法的規制というのは一つの重要な手段ではあります。そのみでは青少年に対する有害な情報の送信などはやはり不十分でありまして、全体としてこの問題は考えていく必要があるのではないかと。本委員会での御検討はこの法案でありますけれども、全体的な状況を踏まえてそのあたりの御審議が必要なのではないかと思えます。

○委員長(藤科清治君) 以上で参考人の方々に對する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様一言御礼を申し上げます。本日は、長時間にわたり貴重な御意見を賜りましてまことにありがとうございます。委員会を代表いたしましてここに厚く御礼を申し上げます。

午後一時二十分に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(藤科清治君) ただいまから地方行政・警察委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、下稲葉耕吉君及び大洲絹子君が委員を辞任され、その補欠として長谷川道郎君及び瀬谷英行君が選任されました。

○委員長(藤科清治君) 休憩前に引き続き、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村公平君 自由民主党の田村公平でございます。きょうは、警察庁御当局はもとより、国家公安委員長、そして建設、郵政、文部から説明員として来ていただきました。

事は風通法の改正であります。その前に、けさの参考人質疑等でもありましたが、インターネットの問題等々が非常に重要な要素を置いております。ちよつと冒頭、総論を申し上げます。

今、性の問題、それからインターネットの問題、時代の変化とともにいろんな社会的な基準、要素が変わってまいります。例えば、私の小学校や中学校の時代には電子計算機もありませんでした。

辛うじてあったのは、器械式のぐるぐる回すのと竹でできた計算尺でありました。今、学校教育においてもインターネットを通じて世界とアクセスできる、あるいは高度交通情報システム、我々これをITSと呼んでおりますけれども、これも広い意味でのインターネットであります。あるいは道の駅、道路から情報を受け取り、発信できる、これも広い意味でのインターネットであります。各

と呼んだりいろいろしますけれども、これも広い意味のインターネットであります。また、既に衆議院ではパソコンが議員会館の各部屋に納入されているように聞いておりますし、参議院でもそういうことがこの六月ぐらいいにやられようとしております。

そういう中で、後段触れてまいります。インターネットにおけるおのれおのれの基準だとカポルノということ風通法だけで考えることが本当にこの国の発展になっていくことなのか。情報産業というのは、これから先二十一世紀を切り開く大変大きな武器になる産業であるというふうには認識をしております。

かつてベータシステムとVHSと大きな競争がありまして、技術的にはベータシステムがよかったのが、国際標準化ということでソニーのベータは敗れてしまいました。あるいはテレビの世界でも、ヨーロッパを中心としたPAL方式、そしてアメリカ、日本を中心としたNTSC方式。いずれにしても、この新しいインターネットというものを中心とした情報産業は、いずれかの時点で国際標準、そういうものをつくり上げていかなければならない大変大きなテーマだと思っております。

その国際標準をつくり上げた国が恐らく来世紀の大きなリーダーシップを持つ、それぐら大きな問題だと私は認識しております。

その中で、どんと次元が下がるわけではありませんが、最も人間的な風通法の質問に入らせていただきたいと思います。

そもそも前回の改正において風俗営業と風俗関連営業というふうな規定した理由、先般こういう一枚紙をいただきましたけれども、ここにも、いわゆるセックス関連産業で厳しく制限するものと、適正に営まれば国民に憩いを与える営業と、大まかなことが書いてありますが、前回規定した理由をお尋ねしたいと思えます。

○政府委員(泉幸伸君) 御案内のように、現行風通法は昭和二十二年に制定された風俗営業取締法がもととなって、その後改正が繰り返されてきた

わけであります。

本法に言う風俗とは、いわゆる飲む、打つ、買うという言葉に代表されております人間の欲望についての生活関係を意味していると理解しております。これを踏まえ、その業態から見て類型的に賭博あるいはわいせつ等、いわゆる風俗事犯の発生する可能性を秘めておる営業を総称して風俗営業と称しているわけでございます。

他方、今御指摘の風俗関連営業は、昭和五十九年の改正により、ソープランド、ストリップ劇場など、直接性を売り物にする営業を規制対象にする際に、今申しました風俗営業とは別でありまして、風俗関連営業というふうになづけられたと聞いております。

○田村公平君　そこで、今回の改正案では、先ほど冒頭、総論でも申し上げましたように、時代の变化、多様性にかんがみて風俗関連営業を性風俗特殊営業と、こういうふうな規定をしております。先ほど泉局長のお話にもありましたけれども、この後、実はピンクビラとかいろいろ話が細かく入っていきまされども、性風俗特殊営業と性という字をきちんと入れて、あるいは無店舗型の性風俗営業と、こういうふうな差別化というふうなことを区別化というんでしょ、こういうことをした背景をお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(泉幸伸君)　今申しましたように、風俗関連営業というのは昭和五十九年の風通法の改正時にストリップ劇場、ソープランドなど、直接性を売り物とする営業を指すものとして定められ、すなわち従前の風俗営業とは別個のものであるという観念を持ってその趣旨で名づけられたものであります。昨今、これらの風俗関連営業において、性を直接売り物とする営業がいわば過激になり、いわゆるいかがわしさが増してきており、また実態としても性風俗店、性風俗営業などの呼称が一般化してまいりまして、先ほど申し上げました元来の風俗営業とは別個のものであるということが若干紛らわしくなってきたわけでありま

す。

今回の改正法におきまして、従前の規制に加えまして無店舗型の形態の営業も対象としたいと考えておりますが、これらのことからこの種の性に関する営業であり、かつ風俗の一部である性風俗にかかわる営業の中でも特別に、特殊な役務の提供、物品の販売を業とするものであるということも規定上も明確にしたい、そしてその上で風俗営業との差異を明らかにしたいという観点でこの紛れをなくすという趣旨から、性風俗特殊営業という名称を用いることとしたものでござい

○田村公平君　いわゆるまじめにやっておる風俗営業店にとっては、これはもう峻別化というか差別化できるということは大変結構なことだと思います。ぜひそういう意味で、いかがわしいということ、このいかがわしいとかみだらなとかいうことについてはまた後ほど触れたいと思っておりますけれども、正業と不正業というところと言葉は悪いかもしれませんが、そこいらのことはよろしくお願いをしたいと思っております。

実は、昭和五十九年にこの法律改正のときに衆参両院で附帯決議が十二項目にわたってなされております。その大まかな中身を言いますと、「広告及び宣伝の規制に当たっては、公正かつ効果的に行われるようその基準の明確化を図り、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。」という附帯決議、五十九年の改正から本日この法改正をするまでに周知徹底はなされておるんでしょ、第一線に。

○政府委員(泉幸伸君)　前回の法案審査の際の国会における附帯決議でございます。当然のことながら、それに従いましてその趣旨に沿って対応し、今御指摘のように都道府県警察に対する周知徹底も完璧を図り、適切、効果的な運用を図ってきておるところでございます。

○田村公平君　そこで、いわゆるピンクチラシ。実は新橋の駅前に、機関車がある方に広場がございます。ニュー新橋ビルという大きなビルが

あってその前が広場になっております。そのわきに交番があります。あるいは品川の駅前にも交番があります。交番の隣は四つか五つか電話ボックスがある、もちろん電柱もあります。電話ボックスの中にも電柱柱に、女性の裸を印刷した名刺サイズの何番に電話しなさいというビラがびただしく張られております。まさに交番の目の前であって、交番のお巡りさんはあそこ立って、僕自身が何回も張っておるのを目撃しているわけですが、自分の警署という交番から見ておって、それがずつとそのまま実質上放置されておる。そういう現状があるのを私自身が見ています。

そして、例えば新橋の駅前の交番があるところは、いわゆる自歩道の上に交番があつて、自歩道の上にはN.T.T.の電話ボックスがある。これは道路管理者は、新橋駅前は都道かもしれないですけども、品川駅の方は国道十五号線ですから建設省が所管する道路、そして全国にある主要地方道、市町村道を含めていうとそれの元締めというのは建設省の道路局になるわけで、その上に賃貸なのか道路路占用のかわからぬがN.T.T.あるいは東京電力とかいろいろなものが柱が立っている。

今、何で交番の警察官が目が見えないかということをお聞かせ願いますと、現場の警察官は何かピンクビラだけを取り締まるんじゃないか、道を聞きに来たり、あるいは受令機に基づいてばつと出ぬといかぬときもある、そいつらにかかわっておつたらもうと大事な事案についての対応ができぬとか、いろいろな勤務の制限等もあるでしょう。冒頭申し上げましたように、この手のものの取り締まりとかいうのは、ちょうど今まさに春の交通安全週間でありまして、必ずこういう季節になりますと交通警察の方が新入生に対して危ないですよとか、P.T.A.学校等、教育現場と連携をとりながら、死傷事故のないように地域社会と密接な連携をとりながらやっておる。

きょう建設省にも郵政省にも来ていただいておりますのは、果たしてそういう意味において、特に建設省の中には最近だと思っておりますが道路環境に関する

ということとで新しく道路環境課が新設されたことを承知しておりますけれども、具体的に警察とか関連する役所との共同作業というんでしょ、か、そういうことはやっておられるんでしょうか、建設省にお伺いします。

○説明員(原田邦彦君)　議員御指摘のとおり、建設省といたしましても、良好な道路環境の整備、保全を図っていくことは極めて重要な課題だと認識しておりますのでござい

それを受けまして、従来から定期的な道路パトロールを道路管理者自身もさせていたいただいておりまして、それとあわせて、警察であるとか屋外広告物を担当しております地方公共団体、さらには電柱柱であるとか電話ボックス等の施設を管理しておりますN.T.T.や電力会社等々と連携をとりながら、合同会議であるとか合同パトロール等を実施しているところでございます。

○田村公平君　これは、関係する役所は本当に真剣に取り組んでいただかないと、単なる省庁再編で局長のポストを一言当たり十ぐらいにしろという政治の世界でよくあるような合従連衡、野合的なことにならぬように肝玉を握ってやっていかないと、役所の存在価値自体が疑われる。なるほど法はできた、しかし現実問題としてその効果が上がらないということは、いわゆる政治不信を含めた広い意味での不信感ができてくる。省庁間で仮にやっても我々には見えぬのよ、はつきり言つて。

だから、そういう意味で、国民に対してどういう協議会を持ちどういうふうなことをやる、それがはつきり見える形をとるべきじゃないかと思っております。官報とか公報とか文書箱にいつぱい書類が来るけれども、そういうのを幾らひっくり返してみてもなかなか我々の目には見えない。おたくな人は外郭団体、いろいろな何とかセンターみたいなものをつくって広告をとって機関誌みたいなもの、余り人が読まぬようなものをいっぱいつくってばらまいておるじゃないですか。せめてそういう中にも、こういうことを私らもやっていきます、

国民の皆さん理解してくださいという総合的な対策を講じないと、この手の規制を改正しても、そもそも立法の趣旨はいかにして実効を上げるかということであり、縦割り行政の弊害の中でも、行革のこともその中にあると思いますので、心してかかっていた方がいいなというふうに思います。

そこで、インターネットの方にいらしていただきたいと思っています。

インターネットのことは、この法改正の前後のころに正直言いました私も余り意識がなかったんです。なぜかといいますと、私はブラインドタッチができないんです。パソコンノットを持つていますけれども、コンピュータのことを電脳とも言いますけれども、中をあげてみたってチップが入ってあって、かたいものがちやちや入ってあって顕微鏡で見てみてもわからぬ。したがって、幾ら私の脳細胞を切り割って取り出して電子顕微鏡で見てもそこから映像は出てこないわけで、正直言いますと、この前、委員長室でインターネットを利用したいわゆるポルノ画像を見せたいのだくまで、パソコンとかいうものを使って警察用語で言うところのあの手のいかにわしい——私は実はあれを見たら余りいかにわしいとは思わなかったんです、それは見解の相違があると思うんですけれども。

その部分に一種の規制をしようということになったわけですが、いわゆる刑法で言うところの百七十五条ですか、チャタレー事件以来、あの本を今読んだとしても何の感動も恐ろしくないだろうし、それよりは日経新聞に連載されていた渡辺淳一の「失楽園」の方がずっといいわいせつじゃないかな。日経新聞に出ておるからわいせつと言わないかな。もしあれが三十年前に出ておたら恐ろしく警察はがちゃんとやっつたんじゃないかという気がするんです。

現実問題としてのインターネットにおけるわいせつとかいうことの基準は、警察庁の方はどういうふうにお考えになっていますか。

○政府委員(泉幸伸君) 既に御案内のように、今回の法改正ではインターネットに送られる映像について、わいせつなものに対する一定の規制と、それ以外にいわゆる有害情報と称していますが、それよりかひどいものについての規制を図ろうというのを考えております。

今、わいせつについての御質問でございました。わいせつにつきましては、今御指摘の事件についての最高裁の判決で、いたずらに性欲を興奮または刺激せしめ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するものというふうに表示されております。これの具体的な当てはめについてはその都度具体例に即してやってまいることとございますが、基準といたしましては、今申しましたいわばこの三つの基準に照らし合わせてわいせつかどうかという判断をするということでございます。これ自体は基準として変わらないものでございまして。

○田村公平君 これはかなり個人差があるものだと思います。生まれ育った環境によっても違ふと思います。午前中もちらつと言いましたけれども、僕ら昭和二十二年生まれの人間からすると、中学生のころ、いわゆる週刊実話とかあの手の、当時エロ本と言っておったんですが、だれか悪戯鬼が持ってきて授業中にそれを見て著しく興奮をした時代もあれば、今どき週刊ポストや週刊現代のグラビアを見たら、何だこの程度かと。それだけ時の流れというんでしょうか、そういうものがあるわけで、基準というものについて本当はいっぱい議論をしないんですけれども、一応十一項目ぐらゐ質問通告しておりますので、もうちょっと大事な部分、全部関連しますけれども。

うちの委員会の調査室は大変立派な資料をつくってくださっております。その八十二ページに教育分野におけるインターネットの活用促進に関する懇談会(第一回)というのが平成九年十二月三日に、文部大臣、郵政大臣等々あひさつが、ありまして、石井威望座長を中心にして、教育分野におけるインターネットの活用に向けた考

え方や利用環境の整備等ということ等を含めて、これは有害な映像等を意識したものとして承知をしておりますが、こういうことについて、警察庁もそうです、文部省もそうです、郵政省もそうですけれども、先ほどの建設省の話じゃないですが、密接な連携はおとりになっておるんでしょうか。これは郵政省かな。

○説明員(千葉吉弘君) お答えいたします。ただいま先生が御指摘になりましたように、教育分野におけるインターネットの活用促進に関する懇談会、これにつきましては、教育分野におきましては利用環境の整備につきまして検討しその活用を図るということを目指しまして、昨年十二月発足したものでございます。

御指摘ありましたように、これは郵政大臣と文部大臣の共同ということで設置したものでございまして、それ以来既に三回の検討をしてございまして、この検討につきましても、六月を目途に報告書をとめようとしてございまして、ここにありますが、この間に、両省密接に連携をとってこの問題につきましても審議を進めているということで御理解願いたいと思っております。

○田村公平君 実は僕は教育分野におけるインターネットの活用促進に関する懇談会というのはもう既に遅いんじゃないか、陳腐化しておるんじゃないかという気がしております。これは文部省にもよく聞いていただきたい。

私の高知県では、平成九年度で既に小中高、大学含めまして約七〇％既になんでございまして。平成十年度中に一〇〇％になります。そこで問題になったのは、やはり有害な情報、有害な情報の中にはもちろんマルチメディアの中ですからネズミ講的なもの、それもある情報であります。それから、幸せの手紙じゃない不幸の手紙かな、私に一つ来たあとと五人に出せとかいうその手の、わいせつだけじゃなくて、児童生徒にとっては非常に困るもの、これは極端に言えば学校の教育現場にパソコンを入れて、私のようにブラインド

タッチのできない者よりもいわゆる青少年というのは大変この手の機械には明るく、早く習熟するし、放課後忍び込んで勝手にいじるといふことを私どもの高知県では非常に憂慮いたしまして、少なくとも学校のパソコン等のネットワークは全部一度教育センターというところでフィルターをかけまして、つまり有害な情報を流すプロバイダーはそこでも遮断してしまふ、ダイレクトにアクセスはできませんよというふうにしておるんです。

ところが、今自治省も、二十億円だったと思うんですが、交付税措置を学校のインターネット等について、各役所がそういう時代の流れに沿っていろんな対応をしようとするのは決して悪いことではないんですけれども、高知県がやっておるような教育センターにアクセスして常に高知大学がウォッチングをしながら新しく入ってくる有害と思われるプロバイダーをただただ除去する。それは個人が青少年であつても家庭で勝手にアクセスしているという、これはもうそこまではとてもしやないですけれども、せめて教育現場ではそういうことのないように、間違えても異常に興奮して帰りがけに学校で習ったから抱きついた、飛びかかったというところは、これはちょっと。

それは自治省からも交付税措置がされておったとか、文部省の施設、この学校は文部省の金ですけれども、そういうことのないようなことを私ども高知県はやっております。今全国の普及率が七〇％台だというふうな僕の記憶が間違つてなければ覚えておるんですけれども、これがやがて政府の大型経済対策、今自民党サイドのように聞いておりますけれども、その中にも情報通信ということをやっております。加速度的にそういうものが学校教育の現場に導入されたときに、統一基準がない限りにおいては、高知県ではそうであつて、どこかで穴が破られたらそこから全部へつたがっていきのこのコンピュータ社会のすき、悪意意味のすきさであるというのはいい意味のすきさ、悪い意味のすきさでもあるんですけれども、こ

こいらについて文部省、どういうふうにお考えになつていますか。

○説明員(加茂川幸夫君) お答えをいたします。先生御指摘のように、教育分野でインターネットの活用を進めていく上におきまして、いわゆる有害情報の問題は大変大きな課題であると認識をいたしておるわけでございます。

先ほど郵政省御担当者からも御答弁ございましたように、一方では文部、郵政省が共同いたしました懇談会を設けまして、その場でいろいろなインターネットの利用環境の整備について御検討をいただく中でこの問題も取り上げていきたいというのもその一つの対応でございます。

また、文部省におきます事業でも幾つかこの有害情報対応についての事業がございます。一つはインターネットの効果的な活用、課題等について実践研究を行っていただくということで、十五の県市の教育委員会に委嘱をいたしまして、各学校で具体的にインターネットを使う際にどういう問題が生じるのか、子供たち一人一人がまずその有害情報にどう接していったらいいのかという個人の態度の育成レベルまで掘り下げました研究も進めてございます。こういった学校ごとの対応も一つ事業として行っておるわけでございます。

また、別の事業でございますが、先生、高知県の進んだ例を挙げられましたけれども、実際各県によつてそのインターネット接続の割合は格差がございます。全国平均では約一〇%でございます。高知県のその進んだ取り組みの例が今申し上げようと思つております事業でございますが、各県の教育センター等を情報通信の拠点として整備するための補助事業も行つておりまして、ここでいわゆる有害情報のフィルタリングの機能が果たされていることがございます。これは高知県のみならず数県例が実際にございます。

そういった各県の取り組みをいたしておりますので、教育上でのこの問題についていろいろ努力をしてまいりたいと思つておるところでございます。

す。

○田村公平君 これは警察庁にもお願いしておきたいんですが、警察庁という、つい悪いやつを逮捕するとか悪いやつをやつてくれるとかいうか捕まえるのが商売だから仕方ないかもしれないけれども、インターネットにおけるポルノだとか有害情報ということは事ほどきよに、冒頭以来申し上げましたとおり非常に大きな広い世界を含んでおります。そういう意味で、よほどしっかりとした省庁間の連絡等も密にしておかないと、一つ破られたら、これから先伸ばさぬといかぬ情報通信産業として、大変大きな我が国の基幹産業になり得るようなツールというんでしょうか、インターネットの発展を阻害することになりますので、やはりそこらこのことはちよつと留意をさせていただきたいなと思ひます。

インターネット関係はこれぐらいにさせていただきまして、前にも僕はこの委員会でテレクラのことを言いましたけれども、一部の県を除いてほとんどテレホンクラブは条例で対応しております。テレホンクラブも電話回線を使っているわけですから、条例は各都道府県の話で、それを超えてどんな回線の話でありますけれども、本来は各都道府県に条例で任せるべき問題ではなく、援助交際の問題とかいろいろな社会問題を惹起しておりますので、どうして今回テレクラについて、例えば検討したけれどもどこかだめだめだめだとか、検討に値しなかったとか、いろいろあると思ひますけれども、そこらをちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(泉幸伸君) テレホンクラブにつきましては、平成七年九月から平成九年六月までの間に全国の四十六都道府県におきましてそれぞれテレホンクラブを規制する条例が施行されております。

実は、テレホンクラブの営業は複数の都府県にまたがって営業を行っているというのは非常に少のうございます。それぞれ県内で行っているとい

うものが大部分でございます。それぞれの条例におきまして、その県の独自性といひますか、地域の実態に合った条例が定められており、細部においてはいろいろな規制ぶりについて違いもございまして、条例でございまして、そういう性質を持っております。しかし、テレホンクラブを一定の規制下に置いて青少年に対して悪影響を及ぼさないように規制を行うという点においては全部共通してそういう条例が定められております。

そういうことで、現段階において国におきまして一律にこれを規制する必要性いかにということ議論をいたしましたけれども、実はまだ成立を見ていない県もあることはあるんですが、ほとんどの県において条例で定められている、そしてそれが機能しているという状況で、法律で統一的に規制する必要性は現時点では低いんじゃないかという判断をいたしました。そういうことから今回、風適法の改正に当たりまして規制対象として取り込むことはいらないという状況でございます。

○田村公平君 そういう見方ができるかもしれませんが、テレクラ等の営業にかかわつておる事業主体というのは、いわゆる暴力団関係者がほぼ一〇〇%近いというふうには私は認識しております。そういう意味で、暴力団の一部を改正する法律案もここでやらせていただいたわけですが、後ろが暴力団であれば、基準は一緒だといつても各県ばらばらの条例で対応させていくことが本当にいいことなのかどうか、これは引き続き重大な検討課題として私は問題提起をしておきたいと思ひます。

そこで、先般、この法案の提案理由説明の中に、「風俗営業等に関し行われる売春を防止するための規定の整備を行うとともに」、その後「無店舗型風俗営業」と続くわけですが、この売春防止について、これは、恐らく外国人がいわゆるだまされていこうが大変貧しい国にたまたま生まれ育つたためにだまされて、こつちの資料でも組織図を読ませていただきましたけれども、ブ

ローカーがバスポートを預かつて、不当な借金を課する。その昔、戦前に我が国もからゆきさんとかありましたが、国の名前を挙げて大変申しわけないと思ひますが、まさにフィリピンやコロンビアやタイの東北部の人たちをだましたも同然で拉致してという趣旨だと思ふんです。なぜかという、法律の中に第三者がバスポートを預かることもいかにいうふう書いてあるわけですか。

今回、これで皆が皆警察なりにそういう被害に遭つておられるところの外国人女子が駆け込んでくれればいいんでしょうけれども、この改正でどの程度の実効が上がるか。それは予測はできません。これから改正されるわけですから。そのこの事情等をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(泉幸伸君) 今御質問の背景状況を申し上げますと、御案内のとおり、来日して風俗営業やあるいはバー、スナック等の飲食店で就労する外国人女性が増加しております。これらの女性の中にはどうか、その多くの人が短期滞在あるいは興行等の資格で入国してこれらの店で働いている、これは不法就労に当たるわけでありまして。そして、不法就労に当たること自体がその女性にとつては弱みであります。

またさらに、今お話しのように、日本に入国するに当たり、いわゆるブローカーと称しておりますが、それを段取りする者あるいはその店が雇い入れるに於いてそのブローカーに対する借金の肩がわりということで最終的にその女性に高額の借金、債務があるというふうな位置づけられて、それを返済する等のためにやむを得ず過剰なサービスあるいは売春を強要されていると評価してもいいのじゃないかというケースも目にするところであります。

そういう観点から今回、一つは善良の風俗の保持という観点がございます。もう一つは外国人女性の保護を図るという観点でこれらについての取り組み。国際的にも非難を受けたこともございま

すが、早急な取り組みが必要だという認識のもとに、一つは不法就労助長罪を犯した人間を風俗営業の許可の欠格事由にするということで、そのような者には風俗営業をやらせない。あるいは風俗営業業者やバー、スナック、また外国人女性をこれらの営業に派遣している、そういう業者やブローカーについて売春を助長することとなるような行為、先ほど申しました不当に高額の債務を負わせる、あるいはその債務を負わせた上でパスポート等を預かるというような行為を規制するということを考えております。

これによりまして、売春のいわば素地と考えられていた部分が相当、もちろんきちっと全部遵守しても風俗営業業者等に義務づけを行って、それを厳しく守っていただくということで相当程度こういう情勢は是正されるものというふうに考えております。

○田村公平君 東南アジア等々発展途上国を中心にした婦女子による売春、これはともすれば、我々つい新宿の二丁目だとか歌舞伎町だとか、赤坂の一ツ木通りのこつち方の何とか通りとか、そういうふうにいるがちですが、私の田舎のような大変な田舎の県でもある。なおかつそれが僻地の市クラス、市といつても二万七千人か三万人程度のところにも定期的にフリーピンとかが巡回して、二、三カ月のローテーションでうまいこと入れかわつておるんですけれども、実質そこのお店は、地元の方に聞けば売春宿、宿というクラブというか、連れ出す。これはそういう地方まで実は蔓延しておるんですよ。

私は、別に高知県警の捜査能力を疑うものではないんですが、そういう意味で現場の警察官がタイ語であるとかタガログ語、中国語も含めた語学的な教育等々やる。そうしていいない、日本人の後ろにおるブローカーは、それは悪いことをしておるのを知っている金を稼がないといかぬから、日本語ですら現場の警察官を含めてうまくごまかしもきくでしょうけれども、被害にというのか、

だまされた人を含めて、そういうところにはばたいて行って現地の言葉でできるぐらいの能力を持っていないと、気がついて内偵しておる、本場にパスポートは預けてあるのか、どうのこうのと言っているうちに、彼らは全部入れかわるわけですから、そういう点を一つ指摘しておきたい。

既に我が国はこの問題について諸外国から大変な批判を受けております。特にフィリピンはキリスト教国でもありますが、タイはほぼ笑みの国、仏教徒の国でもあります。そういう国々に対して今回の法改正を、インターネットや東南アジア同士の警察としての交流もあると思いますけれども、説明等は十分になされていくつもりでしようか。あるいはもうしているのか。お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(泉幸伸君) 売春事犯に限らず、犯罪の国際化、私の所掌しておる薬物にしてもけん銃にしても非常に国際化がなつておるところでございまして、今御質問のありましたように、それだけの語学力を有する捜査員が必要だという状況はまさしくそのとおりで、その整備に努めておるところでございまして。

また、これらの事案につきましては、今御指摘の女性を日本に持つてくる売春事犯はもとより、薬物、けん銃等の密輸等、外国との関係は必須でございまして。日常的にそれら外国の捜査機関との連携はやつておるところでございまして。

今回、この風俗法の改正が認められれば、その状況もそれらの機関と情報交換をいたしまして、所要の捜査を一層進めてまいりたいことと思ひたいと思ひております。

○田村公平君 残り時間が十七分ぐらいになつてきましたので、僕は余り警察庁長官に答弁は求めたくはないんですが、今まで冒頭の総論から入りますと、その中で法をつくる立法の趣旨というものと、実際にその法を運用するのは現場の一線の警察官であります。午前中もちらつと言いましたけれども、公職選挙法という金銭や酒食をもつて公正な投票が妨害されることを防ぐための法が成

立したあげくに、私はいわれなき違反というようなことで、一種の選挙妨害ともとれることも現実問題にあるわけですね。そういうことを考えたときに、一線級の警察官の士気、教育の問題。

私は、いつとは申しませんが、山手線に乗っておりまして、ラッシュだったものですから、母親あてに書いた手紙の封筒がのりづけが悪くてはがれておりました。時間も急いでおったものですが、渋谷駅でおりまして、ハチ公の前の交番のお巡りさんに、済みません、のり貸してくれませんかと言いましたら、おまえののりでくつつけろと言われたんですよ。警察官に。そういう警察官が現実問題としておることも事実であります。

浪人中、平河町に落選事務所を構えておりましたが、外国の要人等が来ると、赤坂見附の駅あるいはその永田町駅から歩いてとことと平河町の自分の落選事務所に行く間に何回も誰かをされた。これは御案内のとおり、持ち物をあけて見せろということは今令状がない限りできないはずであります。つまり私の善意によつて見せるべきことを非常に高圧的に、あるいは私の事務所に人が何人おつて、その者が一体どこに住んでおつてという、刑事と称する人がろくに警察手帳の提示もしなくて聞き込みというのか、それは治安を守るといふ意味はわかるんですが、二十万人単位でおればそういうこともあります。

そういう意味で、もし本場に現場の警察官の教育や知識、それから人が足りなければ、先ほど申し上げましたけれども、品川駅前の交番や新橋駅前の交番ではありませんが、その先の土橋の交番に行つたらいつも人がおらぬのですよ、あの土橋の交番は。交番のマークはついていますが、あれども。だから、その次の交番といつたらちよつとどこにあるか僕はよくわからぬのですけれども、多分教習所橋の交番だと思ひます。それから教習所橋の次が銀座四丁目の三愛のところが交番だと、あのかいわいだけで。足りなければ足りるようなそういうことも含めて、締めくくりに長官、今までのやりとりを含め

まして、連係プレーも含めまして、何か御見解があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(関口祐弘君) 本日御審議いただいております風俗環境の問題一つをとりましたも、最近新しい事態というものが出ておりますし、そしてまた来日外国人の犯罪の増加等々、治安情勢というのはいくつと厳しくなつてきているということでございまして。そのために、平成八年度におきましては三千五百人、平成九年度におきましては約千五百人の地方警察官の増員が措置されたところであります。平成十年度におきましては、政府を挙げての行財政改革に取り組んでおる中で地方警察官の増員は見送つております。

現在、全国で二十二万六千余の警察官が日々発生する事案に対して命をかけて治安維持に当たつておるわけでありまして。こうした中で、私どもの力を最大限に発揮すべく、徹底したリストラというものを進めているわけでございまして、例えば管理部門というふうなものは極力スリムにいたしまして、第一線の現場、実動部門というものをパワーアップするというふうなことで警察力の強化に努めてまいりましたけれども、今回の風俗法の改正、その運用というものに当たりまして、今回の改正を効果あらしめるという観点から、各種会議等を通じて改正の趣旨を全警察職員に徹底をすること、そしてまた職員の配置の見直し等によりまして必要な体制の確保に努める、あわせて職員の士気高揚というものにも十分配意してまいりたいというふうに思ひます。

また、委員御指摘の警察官と市民とが直接接する場面というのは非常に多いわけでございまして。もう四、五年前からになりますけれども、一時期警察官のそうした、特に警察署の窓口の態度が余りよくないというふうなことが言われまして、私も市民応接というふうな言葉を使つておりましたけれども、ともかく市民の立場に立つて仕事をやつていこうということを一つの方針として示し、今第一線に浸透を図つておるということでございます。その点での御理解を賜ればというふう

に思っています。

○田村公平君 約五十分近くにわたりまして私ものいろいろ申し上げ、また政府側からいろいろな答弁をいただきましたけれども、事は風通法の改正案のみならずいろんな分野が複雑多岐に絡まり合っているのが現代であり、また未来だと思っております。

その中で、実はこの法律ずっと読んでみますと、割かしよつちゅう出てくるのは、回数はいくらも数えませんが、いわゆる都道府県公安委員会という言葉が、上杉国家公安委員長にお尋ねをしようと思つていまして、私、公安委員会という言葉を非常に気に入っています。私が持っております免許証も高知県公安委員会と書いてありますけれども、私、公安委員会を見たことありません。伊野町に運転免許センターというところがあるんです。そこで、免許センターでもらうわけですね。よその県のこととはよく申し上げませんが、私の高知県では大体銀行の頭取さんとか教育者の古い人という人でしょうか、人格高潔になつて人畜無害という人、そういう人が公安委員になつておりました。何か熱心がそろそろ欲しい生存者叙勲の最後のトリなのかとか、余り実務をやっておるようにも見えぬ一種の名譽職、某銀行の頭取になれば自動的に公安委員になるから、充て職という言葉がありますけれどもそういうことかいいなという気がして、その公安委員会が許可可だとかいうことがしつちゅうこの中に出てまいりますが、決して上杉国家公安委員長が充て職とかそういうふうには私思つて言っているわけではありませぬ。どうも実務は全部警察がやっておつて、警察は得手の悪い、自分にとつてまずいことがあつたら全部これは公安委員会です。実は全部自分でやっておるんです。泥棒と泥棒が、どつちでもええわ、そういう思いが常日ごろしておるものですか、公安委員会という名前がにじみの御旗であり、あるときは都合のいい隠れみになつてくるのじゃないかなという気もしております。

先ほど来申し上げましたとおり、世の中が複雑になればなるほど、ある意味で専門的な知識を有し、確かな先を見る目を持った人たちがそういう任につく、あるいは公安委員会の人にもつと公正な第三者機関的な、例えば一つの考え方としては、それぞれの弁護士会等々、そういうものがあつてもいいような気がしますが、形骸化しておるんではないかという気は、これは私の勝手な思いですけれども、よその県のこととは知りませんが、最後に上杉国家公安委員長から御見解をいただいで、私の質問を終わりたいと思つております。

○国務大臣(上杉光弘君) 公安委員会が形骸化しておるのじゃないかという気は、そういう見方がなされるということは心して受けとめておかなければならぬことだと、こう思つております。

ただ、公安委員会、きょうも午前中ございまして、私も公安委員会に出ます。決して形骸化されておられません。各界各層の代表的な方が出て国家公安委員会は会議が進められ、またその時々々の事案の問題でありまして警察行政の局面についての詳しい説明がありまして、委員がそれぞれの立場で意見を述べて、それが集約をされ警察行政に反映される、民主警察の基本は公安委員会の設置にあると私は思つておるわけです。

また、日本の警察行政の特徴的なものは、旧内務省としての警察のようにならないうちに、民主警察が買われるように各県にも公安委員会が設置をされ、また公安委員として各界代表の人間としての経験も豊富、識見力量とも立派な方が人選をされて公安委員会が行われておるわけでございます。私のささやかな経験でございますが、認識からいいますと、決して形骸化しておると思つておりません。しかし、そのような見方があるという事実は確かでございます。これがすべて公安委員会が公開されたものではない。それはやっぱりある意味では内部の会議的な色彩が非常に強いという側面も持つておるからでございます。その点にはそういう意味での御理解をいただければありがたい、こう思っています。

そういうことで申し上げますが、私の見るところ、公安委員会制度は、国も都道府県も含めまして警察の政治的中立性の確保と警察の民主的運営を図るといふ本来の趣旨に沿つてその機能を果たしてある、そういうふうに御理解いただければありがたい、こう思つておるわけでございます。

都道府県の公安委員会に与えられた権限につきましては、都道府県警察の補佐を受けたつて適宜適切にこれが行使をされておる。公安委員会の名前が出ましても、例えば運転免許証等あるいはそれらの事務的なものについては、警察がやらなければ、数名の公安委員でこれらのことすべてを御理解をいただければ大変ありがたい、こう思つておるわけでございます。

いづれにいたしましても、国民、県民の代表として人格識見にすぐれた複数の方が警察活動をチェックするといふ現行の公安委員会制度は非常に大きな意味を持つものではないか、このように考えております。

ただ、言われるように、もうちよつと現役が出てばんばんやたらどうだと、こういうことでございまして、それはある程度時間と余裕のある方でございます。と、若い、社長をしておるとかあるいは何々の団体の会長とか、そういう方では本業に差し支えるというものもあるかもしれませぬが、大方御年輩の方がいらつしやる。ただ、国家公安委員会は、大学の先生とかあるいは司法界の代表であるとかマスコミ界の代表であるとかあるいは実業界の代表であるとか、それぞれの代表が出ておられるわけでございます。立派な現役活動をお務めになつておる方がお出ましをいただいております。こういうことでございまして、現実の国民生活の実態というものを理解し、肌に触れながらの公安委員会における発言だと私は受けとめておるわけでございます。委員がおつしやるようなことのないように、ただいまお聞きしましたことについては次の公安委員会では私の方からも御報告申し上げます。

○政府委員(泉幸伸君) 細かな規定は別といたしまして、今回の基本的な考え方は、ただいま御指摘ありましたように、私ども、現実的空間で違法とされているものはインターネット空間といひますかインターネットの世界でも当然同様の評価を受けるべきであらうという認識のもとに、現実店舗を構えて有害な情報や業としておる者に対する規制と同様の規制を、インターネット上において業としておる者に及ぼさうということでござい

ます。その意味では、現代社会において青少年に有害だと位置づけられているものについて、その概念をいささかも変更されるものでない同様のことを

告申し上げて、その点についてはそういうことのないようにさらに相務めてまいりたいと考えております。

○田村公平君 国家公安委員長、どうもありがとうございました。

ただ、私の高知県の例で言いますと、二百以上の肩書きを持った人が、この人何でこんなに肩書き持つて、一体自分が何をやつておるかわかつているかなという人が公安委員をやつておることも一つの、よその県は知りませんが、事実でございますので、そこいらはぜひよしなによろしくお願いいたしたいということで、時間が参りましたので終わらせていただきます。

インターネット上でも行うということで、紛れはないというふうに考えておるところでござい

ます。
○小山峰男君 今、紛れもないというお答えをいただいたわけですが、クリアしているというお考えでいいわけですね。

○政府委員(泉幸伸君) 現在の考え方に沿うものである。クリアというのは何をクリアかというのはいささかあれですが、現在の世間で通用している考え方に沿うものであるというふうに考えております。

○小山峰男君 次に、若干細かい法律の問題をお聞きしたいと思いますが、まず許可の欠格事由の追加として、「不法就労助長罪を犯して一年未満の懲役等に処せられ五年を経過しない者」というふうに書いてございしますが、これは、今までこの部分が空白であったということで今回追加するのかどうか、その辺をお聞きしたいと思

います。
○政府委員(泉幸伸君) 現行の欠格事由で、一年以上の刑を受けた者につきましてはどのような罪であれ欠格事由になっております。一年に満たない刑を受けた者につきましては、具体的に犯罪名を列記いたしまして、有罪の刑を受けて一年未満の者については欠格事由とするという構成になっております。

今回盛り込んでいただくとしております不法就労助長罪は記載されておられませんでしたが、その部分を盛り込みたいということでござい

ます。不法就労助長罪で重い刑を受けた者は従前も欠格事由になりましたが、一年未満の刑の者についてはそういうことになっていなかったで、今回そのような手当てをしたということでござい

ます。
○政府委員(泉幸伸君) 今御質問の規定を設けようとする趣旨は先ほども申し上げましたが、そのような状況下で売春せざるを得ない状況に追い込むというのを避けよう、そういう事態をあらかじめ防ごうということでございまして、幾らが不相当であるかどうかの判断は、支払い能力に照らして不当に高額ということで、同語反復になるわけであり

ますが、具体的なケースで考えますと、営業者が得られる収入、そして日々にかかる生活費とい

いますかそういうもの、それと債務の額、それらを比較して、とても通常の形では返済できない額である、そのようなものを「不当に高額」というふう

にあらわしたわけでございます。
○小山峰男君 今のような基準では実際の現場へ行くときかなり混乱が起るんじゃないかというふう

に思っております。やっぱりある程度の基準というの

は当然私は示されてしかるべきだということふうに思っていますので、お願いをしたいと思

います。
それから三点目ですが、先ほど無店舗型の営業まで広げたものだ、何ら概念を拡大したものでないというお話があったわけですが、この

のいただいたの概要によりまして、有害ビデオ等通信販売営業につきましては、「性的好奇心をそそるビデオテープその他の物品」というようなこと

で、政令にまた下している部分もあるわけですが、インターネット利用の有害映像送信営業の書き方

と少し違っている。「性的好奇心をそそるための性的行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態等の映像を見せる営業で」というふうになっ

て、映像を見せる営業で、というふうになつてい

るわけですが、いわゆる状況という概念規定がばらばらではないかというふうに思

うわけですが、これはどうして統一しなかつたんですか。

○政府委員(泉幸伸君) 有害ビデオ等通信販売営業の対象は、法文上、御案内のとおり、「前項第五号の政令で定める物品」ということ

にしておるわけでございます。この有害ビデオ等通信販売営業

は主として物の販売でありますので、その物は写真その他の物品も含むものでござい

まして、それらについてより具体的なものは政令で定めるとい

うことに規定しております一方、インターネットの利用の有害映像送信営業については、これは映像のみでござい

ますので、「性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像」というふう

に定めております。
ただいま申しましたように、有害ビデオ等通信販売営業の対象で「政令で定める物品」の政令で

の定め方につきましては、現行の政令第四条において、「衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク」云々という

こと、または「性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物」ということで記載をしております。

物と映像ということで法律上の規定は違つた書きぶりになっておりますが、政令の段階で具体的な規制になりますと同一の表現で、すなわち映像については同一のものを規制しておるということ

でございます。
○小山峰男君 物と映像ということだという説明ですが、いづれにしても、法律と政令をあわせたものと法律とイコールだという理解でいいわけですね。

○政府委員(泉幸伸君) 有害物品についてはそのとおりでござい

ます。
○小山峰男君 基本的には、今回のような具体論を法律に書くという

ことが大事だということに思

うわけですが、今回の改正についてどういうこと

うことではありませんが、今後そういう方向で立法等をしていくべきだ

というふうに思っておりますので、よろしくお願

いします。
それからもう一点、ポンチ絵というんですか何

というんですか、これもいた

たわけござい

ます。この無店舗型性風俗特殊営業それから映像送信型性風俗特殊営業につきましては、いわゆる下からの矢印が上がついていないという形になつております。派遣型ファッ

ションヘルス等については、接客業務受託営業が

行方という形態は現実には考えられないところ

で、現にそういう事例は目にしないところ

で、現にそういう意味で、その矢印は抜いてある、矢印を抜いてあるというよりもむしろ接客業務受託営業が派遣すべき対象からは除いてお

るということでございます。
○小山峰男君 ちょっと私も理解できないんですが、具体論として、例えば派遣会社みたいなものがあつて、そこに女性

が何人かいて、派遣型ファッ

ションヘルスというか、あなたはどこへ行きな

さいよと一般的にやるわけですね。そのときに、その女性に対してかなりの借金なりなんなりを負わ

せて、半強制的に派遣して行為を強制するとい

うようなことは考えられないということなんです

か。
○政府委員(泉幸伸君) 接客業務受託営業に

関する規定は、既に御案内のとおり、店舗型の風俗特

殊営業に接客従業者を派遣したとして、その店

舗型性風俗特殊営業における接客業の全部または一部を行

わせるという形態として規定してござい

ます。現実の店舗に派遣して、そしてその接客

業務を一部派遣するという形態は現に存在し、十分

想定できるわけでございます。

この図では派遣型ファッ

ションヘルスという

ふうに記載しておりますが、このようなのは、

客からの連絡を受けて配下にある女性をその住居にあるいは宿泊場所等に派遣して、そこで一定の行為を行うという業態をとらえておるわけであります。

接客業務受託業者がこのような派遣型ファッションヘルスに人を出して、そしてその派遣された接客従業者がどのようなことをするかということまで監督している形態とすることを考えますと、このような無店舗型風俗特殊営業、派遣型ファッションヘルスのような業態とあわせて考えますと、それはまさに接客業務受託業と言っているけれども、接客従業者を派遣した者が、その派遣された従業者が客の住居なり宿泊場所等で一定のことを行う、それを監督しているということであれば、翻って考えますと、まさに接客業務受託業と言っているけれども、実はそれは派遣型ファッションヘルスそのものの、あるいは共同で行っているものというふうに評価できるであろう。その意味では、この接客業務受託業が店舗型の風俗特殊営業に接客従業者を派遣する場合と実質的に異なっているという評価できるという意味で、また現実にはこのような規定を適用する例もないということでございますので、今回その接客業務受託業の派遣先からは除いておるわけでございます。

○小山峰男君 私よくわからなくなりました。説明の方もなかなか難しいのかどうか、これは時間もあるからひとまずおきます。先ほどのインターネットにまた返るわけですが、規制の方法としてはいわゆる流す方の規制というところ、それから受け手側の規制というのが両方考えられると。外国なんかはどちらかというと受け手側を規制する形が多いというふうに私は聞いているわけですが、今回いわゆる流す方について届け出だとかいろいろな規制をかけたということですが、その辺の考え方を聞きたいと思ひます。

○政府委員(泉幸伸君) 受信者側の一定の規制という御質問でございますが、現在、私も承知し

ておるものとしては、国内、国外の例を問わず、受信者に法的義務を課して規制をしている直接的な例は承知していないところでございます。受信者に対する法的規制ではございませんが、受信者側でそういう一定の情報を自動的にプロセ

クするシステム、いわゆるフィルタリングシステムと言われているものを研究し、それを進めている、あるいはフランスの電気通信規制法では、プロバイダーに対してフィルタリング技術の提供を受信者に行うことを義務づけているという例は承知しておりますが、受信者がある一定の義務づけをされているというものについては承知していません。

○小山峰男君 そういう人が、受け手側の規制というか、受け手側に権利、義務を課するということになって、受けられないようなシステムというののできていくというふうになっているわけですね。今回の規制は国内の業者とする者だけが対象になっているということでありまして、例えばどこか外国へ行っていくというものを流すような形になるとすれば、いわゆる無制限にそれが通用していつてしまふという問題もあると思ひます。若干、具体論になるわけですが、現在のこういうようないわゆるインターネットの中におけるわけにせつ的に考えられるような件数というのか、そういうのが国内で、あるいは国外でどのくらいというふうに概括的にでもいいですが、把握できておりますか。

○政府委員(泉幸伸君) 国内のいわゆるホームページといいますが、こういう情報をインターネットを通じて送信しているホームページの数が約五十万あるというふうに聞いております。ただし、その中で、全部は調べておりませんが、ある一定のサンプルといいますが、具体的に申しますと申請登録型のサーチエンジンというものがあつて、そこを見ますといういろいろなホームページがずっと列記されております。あるサーチエンジンを私も調査いたしましたして、全部で十万四千余

のホームページがそのサーチエンジンには含まれておりまして、その中で今回問題にしておりますアダルト画像、写真というものに分類されております。有害映像送信営業に該当するであろうと考えたものが六百三十二でございます。

先ほど申しました全体の数と今のサンプルの調査を掛け合わせまして、推定でございますが、約三千の有害映像送信営業に該当するよう業者があるのではないかとこのように考えております。○小山峰男君 今の国内というふうには理解していいわけですか、国内で五十万件ぐらいホームページそのものが、それから、国外というのは把握できるんですか、これは。

○政府委員(泉幸伸君) 国内であるとされているのが五十万、これはインターネット協会の数でございます。それから、その数に先ほども申しました推計による率を掛け合わせますと約三千が有害映像送信営業になる、これは国内の業者でございます。

○小山峰男君 今の推計で三千件ぐらいという話があつたわけですが、今回の届け出というふうなものの中に入ってくるのは、そのうち何件ぐらいになるわけか、それはわかりませんか。

○政府委員(泉幸伸君) この三千という推計数がそのとおりであれば、この三千が届け出の対象になります。

○小山峰男君 今回、インターネットに初めてこういう規制が入るといふことの方でございまして、必ずしも十分なものでないというふうに思ひます。

いずれにしても、国外等から直接引き出すような部分も相当出てくるだろうと。逆に、国内の業者を規制していけば、当然国外という問題が出てくるのではないかとこのように思ふわけですが、今後の方向としてはやっぱりそういうものも含めて対応するというような検討をいただきたいと思ひます。

○政府委員(泉幸伸君) 今回お願いしております法改正が日本国内における一定の営業に対する規制でありまして風通法の中での一つの規制でございます。その意味では、純粹に国外のみで活動している業者の規制というのはこの風通法の範囲の外になるんじゃないかと考えております。

ただし、今回の有害映像送信業者についての規制は主として十八歳未満の者に見せないような措置をとるといふことでその規制を考へております。現在、私も幾つかサンプル的に国外のこのようなホームページにアクセスしてチェックいたしますと、私も知る限りではそのほとんどがクレジットカード決済によつて初めてアクセスできるというふうな仕掛けを国外のものとは違っておるようでございます。そうしますと、今回、私も国内業者についてもこのクレジットカード型の決済でやる、すなわち十八歳未満の者にアクセスさせないような営業をすべく規制をするという意味では、外国業者については、私も今考えております規制について考えますと、既にそういう形で十八歳未満の少年の利用が事実上制限されている実態であるということでございます。

また、国内の業者が国外のサーバーを利用しておりますものでありまして、国内に営業所その他を設けて国内で営業しておるといふものであれば、これは国外のサーバーを利用しておるとして、これは国内業者でございますから、今回の業法の規制を当然ながらかけていくということでございます。そういう状況を見据えながら国外業者の問題もなおフォローしてまいりたいと思ひます。

○小山峰男君 次に、判断基準についてお聞きしたいと思ひますが、先ほど申し上げましたようにこのわけの画像というのか、その判断というのかかなり難しいというふうにも思ふわけですが、各県の最先端で実際に扱った人たちの苦労というの当然大変なわけですが、そういう意味で、警察庁としてこの判断基準を示さない

と実際の実効が上がってこないだろうというふう
に思うわけですが、この辺、法律が制定された後
のスケジュールというか、そういうものの作成の
考え方、そういうことについてお聞きしたいと思
います。

○政府委員(泉幸伸君) わいせつにしろ、それか
ら青少年に対する有害情報として規制すべき法律
に規定しております一定の情報にしろ、概念その
もの、基準そのものは客観的になつておると考
えておりますが、その具体的な当てはめ、あるも
のがこれに該当するかどうかということにつ
ては、それぞれ人の見方等々ございます。これは
判例においても通常時を基準として考えるとい
うことでございます。ですから、一般的な物差しと
なるべき基準は既に明らかであり、またこれも明
らかにしております。

さらに、それだけではなかなか具体例で判断で
きないという問題、指摘もござります。私どもと
しましては、一つは、わいせつについては幾つか
検挙事例あるいは裁判事例で判断が確定したも
もござりますので、そういう情報を提供すること
もまた、有害情報につきましては、これはどのよう
なものがあるかということにつきましては、冒頭
申しましたように、現在店舗型で既に定着して
いるものと考えております。そのような形でまた具
体的な解釈基準もさらに詰めて公にしていまいら
いと考えております。

ただ、いづれにしても、非常にボーダーの
ところを考えますという議論があると思いま
すが、現行、非常にはならんしておりますのは、論
なく該当できるんじゃないかと思われる情報が非
常に多々ございます。そういうものについては積
極的に適用していくというふうに考えておりま
す。

○小山峰男君 最後に、大臣にお聞きしたいと思
います。

今回の改正はあくまで営業ベースでどうのこう
のという改正になっておるわけでございますが、
また中身もいわゆるわいせつというふうなもの

主体になつていくということでございますが、こ
のほかに幼児ポルノとか暴力の問題とか、あ
るいは医薬品の製造とか麻薬のつくり方とか、い
ろいろなものがあるというふうな思っております
で、やっぱり風営法だけで対応していくというの
はなかなか難しいだろうと。先ほど田村委員の方
からも御質問ありましたが、青少年の健全育成と
いうような立場からもう少し総合的な対応策、
そういうものが当然必要だというふうな思ってお
るわけでございます。

○国務大臣(上杉光弘君) 今回の改正につきまし
ては、一つは御案内のように風営法といいますが、
風俗営業に関するもの、努力規定を中心にしたも
のとして法改正をしたわけでございます。した
がつて、これは表現の自由とかいろいろ難しい問
題もござりますから、あくまでこれは努力規定とし
罰則規定を用いていないという、ある意味から見
ると弱い面もあるというふうな指摘されても仕方
のない側面も持つておるわけでございますが、し
かし、この点については十分注意をしまして対応
をしてきたわけでございます。

また、委員御指摘の風俗営業法の対象となりま
す営業の問題以外に、現在各種の雑誌でありま
すとかメディアを通じていろいろ有害情報がはん
らんしておるわけでございます。これが青少
年の健全育成に極めて問題あり、支障がある、青
少年の健全育成上の問題として、この意味ではす
べてその認識に立上った上での対応ということに
なるわけでございます。また、少年の非行化防止と
健全育成のために有害情報への対策を強化しなけ
ればならないという視点もその中には組み込まれ
ておるわけでございます。

このような観点から、各都道府県の条例等によ
りまして有害図書等の規制というものは実効
あるものとして、関係機関や地域住民と連携を
とりつつ必要な取り組みや、関係業界に對しまし
ても自主的な協力等をしていただきますように要

請もいたしておるわけでございます。

また、無料で提供されるインターネット上の有
害情報の問題につきましても、昨年三月には有識
者から成る調査委員会も発足をさせまして必要な
検討を行うなど、今回の改正作業と並行して総合
的な対策に取り組んできたわけでございますが、
委員御指摘のとおり、これは法律をどういうふう
に改正すればすべて盤石とは思っておりません。
関係機関、団体、社会全体の問題としても取り組
んでいかなければなりませんので、全く御意見の
とおり相互連携を関係機関、団体ととりまして対
応をしまいたい、このように考えておるとこ
ろでございます。

○小山峰男君 ぜひ積極的な検討をお願いしたい
と思っております。

○魚住裕一郎君 公明の魚住裕一郎でございます。
まず、私もインターネット関連からお聞きをした
と思っております。

今、小山委員からも総合的な検討をというお話
がございました。私も今回のこの改正案というの
は、インターネット空間という先ほど表現がござ
いましたけれども、初めての法規制だと思いま
す。そういう意味では、社会的にも大変注目を集めて
いるのではないかなと思っております。イン
ターネット空間についてはいろいろな問題がござ
います。まずそういう点から入っていきたいと思
います。

よく新聞記事にも載つておりますけれども、例
えばアメリカの国防総省にアクセスをした、国を
越えて捕まえた行ったみたいな記事もあつたやに
思えます。例えば、国家機関、防衛庁にしてもある
いは警察庁にしても情報公開の問題はあります。
県警本部長がだれと一緒に飯を食ったとかさう
いう問題とは別に、例えば補導歴の情報であるとか
か、防衛庁ならそれなりの国家の安全に関する情
報もあるだろうというふうな思っています。
そういうコンピューターにアクセスをする、こ
れは非常に大きな問題ではないだろうかと思つ

ておるんですが、今回はわいせつとかさういうと
ころにまず一番最初にお出しになったわけでは
警察としてはこういう問題をまず最初に考えるべ
きではないだろうかと思つておるんですが、この点に
ついての警察の現時点におけるお考えをお知らせ
ください。

○政府委員(泉幸伸君) 御質問のように、インテ
ルネットといいますが、コンピューターネットワークの世
界、非常に迅速性、即時性、また広域性の特徴を
持つておるものでございます。また、そういう特
徴で多くのデータが蓄積されているところから
ある情報に対するアクセス、これをどう規制して
いくか、どのように秩序立てていくかという大
きな問題でございます。

警察庁としては、この不正アクセスの
問題、喫緊の重要課題であるということでも検討は
進めております。また、将来的にといいますか、世
界的な問題になつておりますが、電子取引等が盛
んになつてまいりますと、そこで用いられる暗号
等についての安全性を確保するというところで、詳
細は省略いたしますが、その認証機関をどうする
かというふうな制度づくりの問題もござります。
そのような問題それぞれ現在検討を進めてお
るところでございますが、今回の風通法でインテ
ルネット関連でお願いしておりますのは、先ほど
申しましたが、そのような特性とは別に現実空間
の中で違法とされているものがインターネット空
間といいますが、インターネット上では野放しで
いいということではなからうという考え方のもと
に、現にインターネットを用いて個室ビデオに該
当するような違法な映像が垂れ流しになつてい
る、しかもそれを業として利用していること、現実
の性風俗特殊営業、今までの風俗関連営業でござ
います。その規制と同等の規制をインテ
ルネット上で行われているものについても規制しよ
うということでも今回出したものでございまして、
インターネット全体の情報についてのコントロール
というんですか、秩序づけというふうなことを
目指したものでございませぬ。

○魚住裕一郎君 もちろん、全体を秩序づける、こういうような法律では足りないでしょうけれども、今、不正アクセスについてのお話を伺いました。

この内容、コンテンツの関係でございませうけれども、今回はこういう性的好奇心をそそくという内容でございませうけれども、前にみだれか何回かお話がございました。例えば、サリシグのつくり方を易しく解説した情報が流される、あるいは原子爆弾の易しいつくり方、あるいは炭疽菌の簡単なつくり方と持ち運び方、そういうような情報というのは、こういう風俗情報以上に警察にとつては喫緊の内容だと思ふんです。それをどういふふうにしていくのか、もしそれが学術論文で書かれた場合は、じやどうするのか、この二点について。

○政府委員(泉幸伸君) 今、例としてお挙げになりましたもの、いずれも言論なり表現の自由といいますが、言論の中身の規制に関するものと理解いたします。

このようなものについて今、例としてお挙げになったもの、私どもとしては非常にそういふものが飛び交うということは問題だと考えておりますが、それをどう規制するか。このこと自体は、その規制となりまして、より大きな表現の自由との整合性をどう考えていくか、学問の自由との関係をどう考えていくかという大きな問題を惹起いたします。その意味で、これは特に今御質問にもありますけれども、善良の風俗、清浄な風俗環境の保持、あるいは少年の健全育成という風俗営業の範囲を超えるものでございます。

警察としましては、そういうこと自体について問題意識は持っていますが、その規制というのは軽々に結論を上げて申し上げる状況にはないというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 もう一度その点についてなんです、要するに本に今、国家の存立とかの問題になった場合に、こちらの方がもっと大きな問題でしようということなんです。

もちろん、今、局長おっしゃるように、表現の自由、学問の自由との関連はより大きな論点として出てくるんだらうと思いますが、警察サイドからしてみれば、わいせつとかそんなものよりもはるかに治安の秩序という面から見たら、もっと重大な関心事を持っています。その部分についての立法風通法の改正よりもまずその部分についての立法作業があつてしかるべきではないのかというふうにも思ふのですから、お聞きしているんです。

○国務大臣(上杉弘君) 委員御指摘の点につきまして、もう御指摘のとおりです。私もそういう認識は持っていますが、これは国家全体の問題でもあり、警察行政を超える問題でもございませうから、この場で私からどうだということにはならない。

ただ、局長からも答えましたように、その点については問題意識を持っています。これは事実でございませうし、また今後インターネットの時代という将来の道筋が見えておるわけでありませうから、国家としては、総合的にこれらの問題については検討するということか、研究をするということか、そういう将来の事態というものは当然私は予測をしてしかるべきだと。また、私自身も、それらのことについてはよくよく警察当局にも、警察所管の分野についての勉強はいたしておると思ひますが、さらにそれらのことについての勉強は取り組ませておきたい。

言うなれば、国民生活や国家のありようになさるがあるようなインターネットの悪用といひますか、そういうものを通じて表現の自由でありますとかあるいは学術的なものでありますとか、そういう広い意味での問題等は当然警察庁だけで手に負える問題ではなからう、このように考えておるわけであらう。御指摘の点については十分そういう意識でおりますことは申し上げておきたいと思ひます。

○魚住裕一郎君 情報セキュリティビジョン策定委員会報告書なるものが二、三月出ておりますけれども、最終的なこの立法作業というのはどういふような段階を踏んで、いつごろ出てくるものなんでしょうか。

○政府委員(泉幸伸君) ただいま御指摘の情報セキュリティビジョン策定委員会というものは、別な部門、部というよりも局でございませうけれども、勉強しております。

先ほど少し申し上げました電子取引の安全性を確保するための暗号技術の普及その他に関するものだと思いますが、これらにつきましては、警察としまして、電子取引におけるセキュリティ確保が非常に大事であるという旨をそのような報告書にまとめて各関係方面に問題提起をし、それぞれ検討していただく。そして、事は、今、大臣の御答弁にもありましたように、ひとり警察のみで規制するというには余りにも大きな対象でございませう。いろいろな関係機関もございませう。そういうところでの議論がこれからなされていくであらう。

特に、私ども警察の立場としては、そういう電子取引の普及、これは時代の一つの流れだと思ひますが、そういう電子取引の普及がなれるときにそのセキュリティの面に対する問題意識をぜひ持つていただきたい、等開視していただきたくないという観点から、そのような報告書を配り問題提起をしておるということでございます。

今後、どのような形の形になっていくのかというものは、今申しましたようにそれぞれの機関あるいは部門、これは自主規制も含めましていろんな部門でその動きに対する対応を検討されております。それぞれにつきまして、私どもとしては電子取引の安全性の確保という観点で所要の見も申し上げ、それらに反映させていただくように努力してまいりたい、こういうスタンスでございます。

○魚住裕一郎君 私、その辺しっかり議論を今後ともさせていただきたいというふうに思ひます。それで、映像送信型でございませうけれども、今回届け出をさせるという形になっておりますけれども、概念が、性的好奇心をそそく云々という場が、例えばアイドルの写真集みたいな場

合は非常に難しいのではないかなというふうに思ふんです。週刊誌でもヘアヌードが出てくるのがいっぱいございませう。文部大臣のところに行つた雑誌協会の人や文部大臣に怒られたということがありましたけれども、そのとき雑誌協会の人はいやこれは芸術ですと言つておりました。

非常に不明確だと言ふふうには言わざるを得ないんですが、ただアイドル写真集みたいな場合は、写真集というのか、写真を列挙したホームページみたいな場合はどういふふうな考えでありますか。

○政府委員(泉幸伸君) 御質問のアイドル写真集の実態を必ずしも正確に、先生御指摘の写真集をイメージしながら御答弁できるか自信ございませう。どのようなものか、そのものによるわけでございます。

少なくとも、今回規制をしようという業者につきましては、法案にも書いておりますように、性的好奇心をそそくものあるいは性的行為をあらわす場面または衣服を脱いだ人の姿の映像というふうには規定してございませう。性的行為をあらわす場面というものは、こういう場でなかなかばかのような表現になつてまいりますけれども、性交とか性交類似行為等を考えております。衣服を脱いだ人の姿態というものは、全裸または半裸で、社会通念上人が当然着用しているようなものを脱いでいる状況というところで、相当しっかりした概念だというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 今の概念規定を伺つていても、やっぱり週刊誌はそうなるんだらうと思ふんです。それで、先ほどからもその判断基準というのを出さなきゃいけないというふうな話がございますけれども、それは政令とかそういう形で出すんですか。

概念につきましてはその解釈基準についてもう一度検討いたしました。早急に策定し、これを公表するということを考えております。

○魚住裕一郎君 その解釈基準を見て初めてこの概念がわかるということの意味するのかなというふうに思います。

去年のアメリカの判決の中でも、例の通信品位法、午前中も議論になりましたけれども、あいまいであるがゆえに無効だという理由になっております。FCCの解釈あるいは議会の議事録を読まなさいといふようなものはあいまいであるということでは無効になったと思いますが、この判決についてはどうなるかと思っております。

○政府委員(泉幸伸君) まず、端的に申しまして、米国の通信品位法で問題とされた、日本語に訳すと下品なと訳しておりますが、下品なものは明らかに不快感を与えるという概念が法文上あいまいであったという評価を受けた。同様のものに登場しているわいせつについてはそういう評価でなく、わいせつの部分を除き違憲判決が出た。すなわち、下品あるいは明らかに不快感を与えるという概念があいまいであるというふうになされたというふうな概念がおります。

先ほど申し上げましたとおり、私も、今回の性的好奇心をそそるためあるいは性的な行為をあらわす場面または衣服を脱いだ人の姿態の映像といふものについては、下品なとか明らかに不快感を与えるという表現と比べて大変確定した、揺らぎのない規定ぶりであるというふうな思っております。

解釈基準を示すと申しましたが、解釈基準、従前のものも先ほどお答えしましたような形で既に店舗型については定着し、何ら問題は生じていないというふうな理解しております。

○魚住裕一郎君 何か水かけ論になりそうな感じがしますが、今回、十八歳未満の者に見せないためにクレジットカードを利用させるといふ形になるわけですが、クレジットカードを持っていない人であつてもクレジットカードを持っていない人

が当然いるわけです。そういう人にはこういう好奇心をそそる映像は見せないぞということになるわけですね。私、非常に法のものとの平等に反するのではないかと。例えば、不況で破産でもあればクレジットカードを持てません。そういう人にはもう見せないんだ、お金を持っている人は見えていいよ、こういうことになるんですが、いかがですか。

○政府委員(泉幸伸君) 該当条文が三十一條の八でございまして、クレジットカードを代表させて申しておりますが、条文に則して言いますと、クレジットカードというものは、四項の「十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を客から受けた」、これはクレジットカードを想定して規定したものでございまして、ごらんいただきますように、それ以外に、「十八歳以上である旨の証明」、これは運転免許証その他幾つかの方法があると思ひます。それから三項では、いわゆるQ利用につきましては、「十八歳未満の者が通常利用できない方法による客の依頼のみを受ける」、云々と書いてあります。Qの〇九〇の後、三で始まる番号はNTTと成人が特別契約をした場合に用いることができる。

ですから、こういう映像送信型風俗特殊営業については、一つの方法としては、このQの三で始まるものにしていただいたら子供は見ることができない、あるいは運転免許証その他の身分確認をした上でアクセスナンバー等を付与していただければ子供は見ることができない、クレジットカード支払いは見ることができない、クレジットでできないというふうな規定にしてございまして、クレジットカードを持たない大人が全然見る道が閉ざされているわけでは毛頭ございせん。

○魚住裕一郎君 簡便な方法はもちろんクレジットを利用する形になろうかと思ひますが、だからこそ逆に、クレジットをほとんど使ひなさいといふような形にならねないかと、実際の動きとしては、クレジット番号とかが非常に不正に利用されたりしている事犯も多いわけで、この点の対

処、要するにこれをどんどん一方で進めながらまた対処しなさいといふようなことになつてくるんではないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(泉幸伸君) まず、基本的にこのような映像送信型風俗特殊営業について、懲罰するといふものとしては位置づけられておりません。むしろ、届け出をし、一定の厳しい規制をかけて抑制すべき業態であると認識しておりますので、クレジットカードの利用促進という御指摘はあるいは当たらないのではないかと思ひます。もちろん、クレジットカードの偽造あるいは変造あるいは不正使用、これは今回の風適法を離れた大きな治安問題でございまして、これらにつきましては、各方面に対する啓発を含めまして、取り締まりの強化等に対処しているというところでございまして。

○魚住裕一郎君 法文上の問題なんです、今まではインターネット関係でかなりの数が検挙されました。わいせつ物陳列罪というふうな形の罪名が多いかと思ひます。

判例も、下級審ながらばつばつ出てきました。学説上二説あるようですが、要するにわいせつ概念といふのは、先ほど田村先生からいろいろお話がございまして、わいせつ物なんですね。「文書、図画その他の物、物なんですね。判例上もいろいろ工夫をして、例えばテープレコーダーがわいせつ物だみたいな、ちよつと常軌を逸してきているんじゃないかなというふうな解釈をして何とか有罪に持ち込んでいこうというのが実態かなと思ひます。

そう思ひましたところ、今回、プロバイダーに関連して、「わいせつな映像」といふ表現になつております。今まで警察の現場ではわいせつ物、何とかきつちり取り締まろうという形で努力してきて、今度この風適法の改正では、「わいせつな映像」といふ表現に変わつてきておりまして、警察の対応が変わつてきたのかなというふうに思ひますが、要するに私が言わんとすることは、い

ろんな立法があると思ひますが、刑法を拡大解釈させていくということよりも、外国の例でもありますがけれども、もつときつちりそれをやつた方がいいんじゃないかという観点からお聞きしておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(泉幸伸君) 今御指摘のように、わいせつ物を刑法で検挙する場合に構成要件を充足させる事実をどのように組み立てるかといふのは、工夫も、また刑法の適用上いろいろ議論があるといふことは承知しております。それぞれの実態に応じてその物をどう構成するかといふのを現場で幾つかの工夫を、工夫といひますか該当すべくやつておるところでございまして。

今回は、一つはその刑罰法の適用とは離れた場面で行行政法的にそういう映像そのものをとらえまして、業としてそれを送信する者を規制しようとするものでございまして、その意味では刑法のわいせつ罪とくらへ方が異なつておるというふうな存じます。今までは個室ビデオでは映像そのものの展示を規制しておりました。それと同じことをインターネットでやろうというところでございまして。その意味では、刑法のわいせつ罪の適用について変化があつたかどうかといふことは一応無関係であるというふうな考へております。

○魚住裕一郎君 今、一応無関係だといふお話でございまして。

これは、今回のプロバイダーに対する規定といふのは努力義務規定といふか、訓示規定みたいなものだなと思ひますが、これがうまいかなかつたらば、そのうち改正しよう、罰則つきにしましよといふ話になつてきかねない。もちろん、知りながら放置したとかいろいろな形で構成要件を変えてくるんだらうとは思ひますが、それだけでも、そうすると、今、局長がおっしゃつたのは、これは行政法規だといふようなことでありますけれども、もう即刑罰法規になつてくるわけですね。その点はどうなんでしょうか、仮定の話になりますか。

○政府委員(泉幸伸君) 法を御提案し、御審議い

ただ立場としては当然のことでございますが、このような法律は、現在プロバイダーにおかれても自主規制が進んでおります。こういう規定を設ければ当然守っていただけるものだと思うしておりますので、なおこれを變えて罰則で直接対処しようというようなことは考えておりません。

なお、わいせつ物の補助等につきまして適用があるかどうかという問題は、またこのプロバイダーについて惹起されておるわけでございまして、先ほど申しましたように、物をどのようにとらえるか、そして知っておただけで、認識があつただけで補助と言えらるかというような、わいせつ物の当てはめの段階で非常に個別の事情において判断しなきゃならない問題があらうかと思ひます。

ともあれ、私どもは今回この風通法の改正でプロバイダーの努力義務ということで、プロバイダーの段階でわいせつ情報をカットしていただくということをプロバイダーの努力としてお願いするわけというふうな規定を中心に新たな規定を設けたわけでございします。

○魚住裕一郎君 終わります。

○渡辺四郎君 私、第一点は、今回の風通法の規制の緩和の問題について若干お尋ねをしたいと思ふんです。

今回、規制対象の見直しとして、ダンススクールが挙げられております。確かに近年では健全なスポーツ、娯楽としての認識が深まっておりますが、風俗営業から除外するのは当を得ておるというふうに思ふわけですが、問題は、今日まで営業に係る法令違反やあるいは風通法に基づく行政処分の状況など、ダンススクールの最近の実態は一体どうなつておつたのか。

それからまた、今度の改正で、一定の資格を持った教師がいれば健全な営業が期待できるのかどうか、ここらはどういう判断をされておるのか。この二点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(泉幸伸君) ダンススクールについては、現在、平成九年で千四百余りのダンススクールの営業所があると把握しておるわけでございしますが、過去五年間風通法違反の検挙はございせん。行政処分として、住所変更の届けを解したというところで届け出るようにという指示処分、これが一件あつたという状況でございします。

そのような状況を受け、今回、風通法の許可対象から除外することが適当であるというふうに考えたわけで、幾つかの問題につきましては、ダンススクールで構成されている業界団体等を中心とした自主規制で対処していただけるものというふうに考えております。

○渡辺四郎君 後の方の答弁はなかつたわけですが、一定の資格を持った教師があれば健全な営業が期待できるかどうか、恐らくそういう判断をされたらうと思ひますから、省略いたします。

二点目の問題として、特にダンススクールの周辺で、やはり騒音とか振動問題について悩まされておる住民の方々もお話は事実です。これを除外した後、今、局長からお話がありました、業界の自主的な実効性のある規制がとられればよいわけですが、局長も御存じのとおり、現在のダンス業界というのは必ずしも組織化されておらないというのが実態ではないか。ですから、業界の意思統一を図るのに非常に難し、困難さがあるんではないかというふうに思ふわけですが、これについてどういう見方をされておるのか、お伺ひをしたいと思ふんです。

○政府委員(泉幸伸君) 失礼しました。先ほど、ダンススクールの教師の存在について答弁を失念いたしました。

今の御質問の騒音、振動等の問題でございします。基本的に風通法の許可対象から除外して監督下から出るわけでございしますから、業界の自主規制で守つていただくべきで、また現在のところ、それぞれの団体、幾つかございしますが、守るというふうに言われております。私どもとしては、その自主規制で守つてくださいうことがまず第一でございします。

当然ながら、こういう騒音、振動で何らかの法

令に違反するような、軽犯等に違反するような事態になれば、その法令を適用するという場面も出てきうかと思ひますが、いずれにしても、そういう団体等との連携というのは、今後とも教師の資格の認定等がございしますので、そういう団体を通じてそれを守るべく要請していくというのが基本にならうかと思ひます。

○渡辺四郎君 ダンススクールの問題の最後に、スクールとは違ひますけれども、和風料理店の皆さんや、あるいは飲食店を併設しておる旅館等の皆さんたちから、ダンススクールと同様に風俗営業の対象から除外をしてほしい、こういう要望が上がつておると思ひます。私のところにも来ておりますが、この点についてはどういうふうなお考えですか。

○政府委員(泉幸伸君) 和風料理店あるいは料亭等について健全な営業を継続している業者が多いという状況も承知しております。また、今お話しのように、料亭等と和風の料理店経営者の団体から御指摘のような陳情も私どももいただいております。

ただ、現状を見ますと、一部の業者とはいひませんが、やはり依然として売春等の風俗事業があること、それから特にこの許可対象から全く除外して自由にした場合に人的規制がなくなりますので、暴力団あるいはそれに近い人物による営業が生じる等々の問題がございします。それからこの自主規制というのを考えますと、その中心となる業界団体が必ずしも組織率が高くないということがありまして、現時点で許可対象から除くことは困難であらう。

ただし、長年営業を健全になさつてきた業者の方々が不満といふことも、そういうふうな気持ちを持たれていふことも理解できますので、今回の改正案では公安委員会の認定制度を設けて、特に長年健全な営業を営んでいる風俗営業者を特別な扱いをするというふうな制度を設けたところでございします。

○渡辺四郎君 今からちよつと郵政省の方にお聞

きをします。

インターネットに流れる有害情報について、郵政省が学識経験者や業界による研究会で、発信者やプロバイダー、受信者の段階に分けて規制の方法の検討を続けておるというふうにお聞きをしましたが、その検討状況はどうなつておるのか、簡単に。

○説明員(千葉吉弘君) お答えいたします。

近年、電気通信サービス、特にインターネットの爆発的な普及に伴ひまして、インターネット上を流れます違法、有害な情報、こういったものの流通が社会的に大きな問題になつてございします。このため、郵政省としましては、情報流通ルール全般のあり方につきまして検討するため、昨年十二月まで、電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会、座長は堀部政男中央大学教授でございしますが、この研究会を開催いたしまして、昨年十二月二十五日にその報告書が発表されたところでございします。

この報告書の概要でございしますが、インターネット上の情報流通につきまして、まず第一点でございしますが、発信者、そしてまたそれを受ける方、受信者、それぞれが責任と自覚を持って利用すべきである、そういう自己責任の原則というものをまず挙げてございします。

第二点でございしますが、違法な情報発信、これに對します現行法の的確な適用というものがうたわれてございします。

第三点でございしますが、プロバイダーにより自主的な対応、いわば自主規制でございします。こちらの自主的な対応の推進を検討すべきだというのが第三点でございします。

次の点でございしますが、受信者の選択を可能とする技術的手段、これは一般的にフィルタリング技術、言つてみれば有害な情報を受信者の方がみずから選択する、そういう技術的な手段といったものを活用すべきであるという点が挙げられてございします。

さらに、苦情処理窓口、さまざまな情報流通に

聞しましていろいろな苦情あるいはクレームがございます。こういったものの窓口を明確化すべきであるという提言がうたわれてございます。

最後としまして、今後、こういったインターネット上の情報流通につきましてさらに今後の動向がございます。そういった点を踏まえた検討の推進、こういった点を御提言いただいておりますところでございます。

郵政省としましては、このいただいた提言を十分尊重いたしまして、こうした問題につきまして諸外国の取り組み状況、あるいは表現の自由、通信の秘密の保護、こういった問題との関連を十分に踏まえた上で、制度あるいは技術、こういった点から引き続き多角的に検討していく必要があると認識しております。

○渡辺四郎君 自見郵政大臣が、「プロバイダーに過度な負担を与え、インターネットの健全な発展や円滑な提供を阻害しないように、一定の配慮が必要」とし、まず業界の自主規制にまかせたいという姿勢を強調した」ということが二月十八日の読売新聞に出ております。大臣の言うプロバイダーの過度の負担とは一体何なのか、また過度の負担によって心配される点を、あれば具体的に示し願いたい、それが第一点。

それから二つ目は、郵政省はインターネットは限りなく放送に近い通信だ、公然たる通信であると解釈しておるといふように聞いております。これはインターネットは通信であり得ないといふことか。であれば、通信を放送のように規制をすれば、電気通信事業法が禁じておる通信内容の検閲に当たるのでないか、この二点についてお聞きをしたいと思っております。

○説明員(千葉吉弘君) まず、第一点のお尋ねでございます。郵政大臣の方から、二月に、自主規制に任せたいと強調したとお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたとおり、昨年開きました研究会の報告書の根幹をなす考え方は規制の必要性、それと自由な情報の流通、いわば表現の自由でございます。

○説明員(千葉吉弘君) まず、第一点のお尋ねでございます。郵政大臣の方から、二月に、自主規制に任せたいと強調したとお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたとおり、昨年開きました研究会の報告書の根幹をなす考え方は規制の必要性、それと自由な情報の流通、いわば表現の自由でございます。

ますが、こうした問題とのバランスを図る必要がある、こういった点が中心である、重要であるというところが我々の理解でございます。そうした点を踏まえた上での発言であったという点がまずございます。

そうしたことを踏まえて、今回お尋ねのプロバイダーにとつて過度の負担の懸念ということでございますが、まず違法な情報、例えばわいせつが今回そうでございますが、こうしたものをプロバイダーがみずからホームページに掲載されていないかどうかというものを積極的に調査する、そういう監視義務といったものがかけられるという形、あるいはこういった違法な情報の流通を除去するため罰則を伴いまして、それをプロバイダーに除去するような義務を課す、そういった場合には特に違法性の判断というもの困難が予想されるのでございますが、そうした形がなされた場合に、プロバイダーに対してはこういった非常に広範な義務が課されるのではないかとこのように考えてございます。

今回の法案のうちプロバイダー規制の部分でございますが、先ほど来御質疑がございますように、わいせつ映像はなんらに対してプロバイダーにも必要最小限の責務を果たしてもらうという趣旨でございます。内容的にもプロバイダー自身が取りました自主的なガイドラインに沿った対応をすれば足りるということから、昨年発表されました報告書にも矛盾するものではないと考えております。

第二点のお尋ねでございますが、放送に近い通信あるいは公然たる通信という関係でございます。昨年の報告書におきましてはインターネットのホームページ、それからパソコン通信におきましては、その形態も入るかと存じますが、こういった通信という形態をとってございますが、だれでもがその内容を知ることができる、もともと発信した方はだれでも見ていただきたいという前提で発信されている、そういう意味では実質的に通信内容に

秘密性が認められないというふうに考えてございます。だから、情報が多岐にわたるにまぎれつつも、そういう意味では、従来ありますような電話でございますが、一対一の通信といったものとは別に扱いをすることが適当ではないかということ、そういう通信を指すための言ってみれば道具として、公的な通信という言葉を使われているというところでございます。

したがって、この公然性を有する通信につきまして、放送のように規制するという趣旨ではございませんで、あくまでも通信の一形態、一つの形態としまして、そういったものにつきまして通信の秘密あるいは検閲の禁止といったものがどのように適用されるのかということを検討した上で、プロバイダーによりまして例えば削除でございますとか利用禁止でありますとか、そういった自主的な対応をとることも可能であるという報告をいただいたというところでございます。

以上でございます。

○渡辺四郎君 僕は頭が悪いからよくわからぬが、では次の問題で、インターネットが国際的に明確なルールづくりが求められつつある、そういう時期に来ておるわけですね。郵政省としては、テレコムサービス協会のガイドラインを経済協力開発機構、OECDに提出して各国とルールを検討する方針というふうな報道されておりましたけれども、これについてはどういうお考えか、その辺の状況について簡単にひとつ、時間がないからお示し願いたいと思うんです。

○説明員(千葉吉弘君) 先生御指摘の自主ガイドラインでございますが、社団法人テレコムサービス協会が二月に発表いたしました。このガイドラインでございますが、OECD、経済協力開発機構の国際機関、こういった機関で世界的なインターネットにおきます情報流通ルールにつきまして検討されておる状況でございますが、世界的には各国の対応もまちまちでございますが、いまだに統一なものがないというのが現状でございます。

実は去る三月二十五日、このOECDの中の情報コンピューター通信委員会というところがございます。その中でインターネットコンテンツ自主規制フォーラムというものが開催されております。このフォーラムにつきましては、各国のそういった事業者団体あるいは産業界、それから政府関係者、こういった者が集まりまして、いわゆる自主規制のあり方につきまして、あるいは政府の役割のあり方につきまして検討がなされたところでございます。その場におきまして、郵政省から推薦いたしまして社団法人テレコムサービス協会がガイドラインの紹介を行ったという状況でございます。

結論から申しまして、このフォーラムでございますが、さまざまな議論が行われましたが、自主規制のあり方あるいは政府の役割につきましてさまざまな考え方がございまして、国際的に統一のとれたルールというものが形成されるまでには今なお時間を要するというふうに認識しております。

今後とも、郵政省としましては諸外国との協調に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺四郎君 ちよっともう時間がなから、もう一点は飛ばします。

次に、警察庁の方にお伺いしますけれども、今度のもう一つの改正項目でインターネット利用の有害映像送信営業に対する規制についてですが、プロバイダーに対してわいせつな画像が自分のサーバーに記録をされていることを知ったときはその送信を防止するため必要な努力義務を課すこととされておるようです。通信の秘密の保護とか、さつきからありましたように情報の法規制に対する表現の自由の問題、あるいはそういう問題等で法規制の効果の点などについて私自身が若干疑問を感じますので、以下の点ちよっとお尋ねをしてみたいと思っております。

一つは、インターネット上のわいせつ画像については、先ほどお話がありましたようにこれまで野放しだったわけではないわけですね。刑法の

わいせつ図画公然陳列罪ですか、これを適用してかなり摘発をされておると。今回、法律改正までして規制をしなければいけないような事態になっておるのかどうかというのが第一点です。

それから、今度の改正の内容を見てみますと、大人が見ている分は違法じゃないんですね、十八歳未満の少年が有害なポルノ画像を有料で見ている場合だけが規制の対象になるのだと。ですから、確かに目的は、わいせつ画像を子供の目の近くに与えることを遠ざけていくというのが目的だと思ふんですが、その画像を流す業者を排除することにあるということもわかります。

お聞きをしたいのは、わいせつ画像を無料で見せる場合は規制の対象じゃないということと、きょうの参考人の御意見にもありましたけれども、海外からの映像も規制の対象ではない、さらに無料のホームページにはわいせつ画像は無数に現在もう流れておる、だから国内のホームページがだめなら海外にまた抜けていくじゃないかという問題だと午前中ありました。そういう抜け道がありながら、法規制をかけてもそれだけの効果が上がらぬのか、あるいは期待ができるのかという私自身の疑問もあるわけですが、こちらは事務段階じゃなくて国家公安委員長の方から御見解をお伺いした方がいんじゃないかと思ふますから、ぜひ国家公安委員長のお考えをお聞きたいと思ふます。

○国務大臣(上杉光弘君) お答えする前に一例紹介しておきますと、日本PTA全国協議会というのがありますね、そこから私あての陳情もございまして、ここでは全く社会的な常識の線に沿って陳情が参つておりますが、そのような動きもございしました。例えばどういふことかという、インターネット上のポルノ映像等について青少年の目に触れさせないようにするため法律で規制していただきたい、またプロバイダーについてもそれを放置してはならない旨法律で規制していただきたい、アダルトビデオのレンタルや通信販売及び女

性を派遣するいかげし営業について青少年の健全な育成という観点から法律で規制していただきたい、こういうような具体的なものも含めた陳情等もあつたのは事実でございます。

おっしゃる通りに、法律をつくりましても社会的な協力あるいは業界の理解、協力、家庭的な協力がなければこの効果をあらわすことはできない、そういうふうには私は思つておるわけでございます。御指摘のとおり、それを申し上げてお答えいたしますが、今回新たに規制の対象となるのはインターネットを利用したポルノ営業及びプロバイダーであります。

まず、インターネットを利用したポルノ営業につきましても、届け出制を導入することによりましてその実態把握が可能になる、また違法な営業を排除することが可能になる、このような一つの判断があるわけでございます。さらに、無料のホームページや海外から発信するものは今回の規制の対象外でございますが、まずは国内に三千以上この業者があり、先ほど局長が答えましたが、有料ポルノ映像を送信する営業について法の網をかぶせることによりまして、少年の健全育成を阻害するおそれのある状態が生じることは防止できるといふ考え方に立つておるわけでございます。

次に、プロバイダーに対しては、努力義務が課せられることによりましてわいせつな映像に関するプロバイダーの法的責任が明確化し、プロバイダーの自覚の向上につながるということも一つの考え方に立つております。

このように、今回の改正が決して万全とは思つておりませんが、コンピュータネットワークのわいせつ映像をなくすという目的に向け大きく前進をさせる、少年の健全育成に対するこのような意味での悪影響を取り払うということに対しての法の改正でありまして、そのことを一つの目的といふか、前提にしてこの法律改正をいたしましたわけでございます。

なお、無料のホームページ等につきましても、今回の改正を契機といたしまして国民の議論が活

発に行われ、また社会的な一つの背景としての理解、協力が体制的に条件整備されることを心からお願いいたしておるわけでございます。

○渡辺四郎君 二つ残つておりますけれども、ちよつと時間がないから、私は大事なところを押さえておきたいと思ふんです。

きょうの午前中の参考人の中でプロバイダー業界の代表の方からお話がありました。朝からの議論の中でも、さつき最高裁の三つの判例の基準みたいなものを局長がお話しをいたしましたけれども、どうもやっぱりわいせつの定義そのものも示されていないというのが業界の皆様方の取り方なんです。判断はどうしてもプロバイダーに任せられておる。そうすれば、さつき郵政省にもお聞きをいたしましたけれども、プロバイダーの場合は電気通信事業法との関係でどうしても板挟みになるといふことを業界の代表の方の意見の中で言われていたわけなんです。

そういうことで、例えば国民から変な画像が出ておるといふ苦情があれば警察庁の方はプロバイダーの方に要請をするでしょう。そうした場合に、見なければわからないわけですから、これは通信の秘密を破るわけなんです。そうしますと、これは電気通信事業法で引つかかるという等の問題があるものですから、業界の皆さんが非常に心配をされておる。

ですから、やらなければいけないことはわかつておるわけなんです。この問題も、そうすれば、業界の皆さんが安心してできるようなことを郵政省と警察庁の方とが一体となって早期にその問題の解決をするといひますか、方向を出すといひますか、そういうことをしてあげなければ、業界の皆さんが今自主的にガイドラインまでつくつてやつておるわけなんです、そういう協力をしていたくわけですから、より協力のしやすい条件をつくつてやるというのをぜひひとつお願いしておきたい。これはお願いです。

そういう中で、もしもそういう事件が発生したと。ところが、今申し上げましたように板挟み

になっておるものですから、だから調査をしなさいとか、事前事後を通じてそういう調査についての義務としての調査権はない、プロバイダーの方に義務はないんだと。だから、あくまで警察庁の方としては要請をする、自主性に任せて調査をするんだといふことの念を押しておきたいと思ふんです。

もう余り時間がないけれども、ここは大事なもののだから、法律案の要綱にも概念規定がないと先ほどから言いましたけれども、ある憲法学者が、その範囲も不明確だ、表現の規制としては明らかに確性を欠くので、憲法上から見ればこんな瑕疵のある法律は漠然性ゆえに無効とされるというふうなことを言つておるわけなんです。

ですから、そういう点等がありますから、せつかく法律をつくつて業界の皆さんに協力を要請するといふことになれば、そういうことにならないように段階取りをしなきゃいけないと思ふものですから、そういう点は局長の方から先にお答えを願つて、そして警察庁長官、ひとつあなたの方からも、さつき言いました業界との関係の部分、郵政省関係の部分は大変の方からでもひとつ早急にまとめていただいて、業界の皆さんが安心して協力のできるような体制をつくつていただきたいと思ふわけです。

以上です。

○政府委員(泉幸伸君) ただいまも御指摘いただきましたし、今までも御議論いただきました通信の秘密、それから検閲を避けるプロバイダーに過重な義務を課さないといふことは、私どもも当然この議論の過程で慎重に配慮してきたところでございます。

御案内のとおり、今回提案させていただきました法では、プロバイダーには調査義務は課しておりません。知つたときの措置を講ずるよう求める、努めるという努力義務のみを課しておりますので、調査義務を規定したものではありません。他の客等からの苦情により自己の所有するサーバーコンピュータの記憶媒体に一定のわいせつ

な記録が記録されていると知った場合における事後措置を規定したものでございます。

また、プロバイダーが板挟みという表現をなさいました。両方の監督を受けてという事態を心配なさっているという声も聞きますが、私どもがプロバイダーに対して唯一この法律で取り得る手段は勧告でございます。勧告を行う場合には郵政大臣とあらかじめ協議して行うということで、そのような心配もないような規定になっていると考えております。

運用に当たりましては、当然ながら、今御指摘のプロバイダーの調査義務等を課するようなことのないように運用を十分に気をつけてまいりたいと考えております。

○政府委員(関口祐弘君) インターネットの法規制等の問題でございまして、私も、私ども、この対象とするものにつきましては、例えば映像送信型性風俗特殊営業というものの対する規制ということを一考するわけでございしますが、その営業の定義というものにつきましては、既に風適法等におきまして使っている用語をそのまま使用しているものでございます。したがって、一応定着をしているというふうには考えておりますけれども、しかし、今回の改正に当たりまして、そしてまたただいまの委員の御指摘等も踏まえまして、営業者の便宜等に資するために規則、解釈基準等によりましてさらに具体的な基準と申しますか、そうしたものを作成するべく検討してまいりたいと思っております。

そして、私ども、法の運用に当たりましては、いやくも人権の侵害というふうなそりしを受けることのないように十分な配慮、そして第一線の指導というものを徹底してまいりたいと思っております。

○渡辺四郎君 時間が来ましたから、終わります。

○有働正治君 まず、国家公安委員長として国務大臣としての基本認識だけお伺いしたいと思っております。

今日、とりわけ性をめぐる違法、有害な一連の事態というのは、インターネットを含めまして極

めて異常で深刻な事態だと思っております。しかも、八四年の本法律改正以降、今日までの事態を考えてみますと、ますます憂慮すべき事態になってきていると考えるわけであります。二十一世紀を目前にして、この問題というのは日本の社会の健全な発展の上で避けて通れない、本当に近々に解決すべき国民的重要課題の一つだと考えているわけであります。

そういう点では、解決のために国民的な世論と運動、そういうのが求められていると思っております。国会は国会として、行政府は行政府として、あるいはそれぞれの分野、団体挙げて国民的に解決のために力を合わせていくことが求められているということを痛感しているわけであります。そこらあたりの基本認識はどんな感じでおられるのか、まず国家公安委員長にお尋ねするわけであります。

○国務大臣(上杉光弘君) 委員御指摘のとおり、今日の性風俗の乱れ、またそうした情報でありますとあるいは映像、写真等のはらんというものは、著しく少年の健全育成を阻害していることは申すまでもありません。

今回の風適法の改正は、そのような社会的な背景を十分踏まえ、前回同法が大幅に改正をされた昭和五十九年以降の風俗環境の著しい変化に対応していることとすものでございます。特に近年、性風俗産業に関し無店舗型の営業形態が増加している、この性風俗に係る秩序に大きな乱れが生じておりまして、先ほど申し上げましたように、少年の健全育成への大きな障害となるのみならず、大きな社会問題にさえなっているわけでございます。これらの営業の規制の強化を大きなねらいとしたところでございまして。

今後とも、関係法との整合性を持たせたこの法律の適用、運用というものを図ることは申すまでもございせんが、風俗環境の変化に対応した規制や厳正な取り締まりが行われるよう、警察当局を指導してまいりたいと考えております。

○有働正治君 法だけではやっぱり解決できない

問題があるわけで、国民的な大きな取り組みが必要だという認識でおられることはそうだろうと思うのでありまして、そういう立場から挙げて取り組んでいく必要があると考えるわけであります。具体的な法内容について幾つか御質問します。

社交ダンス等が健全な文化、レクリエーションとして国民の間に広く普及しているわけで、今後ともこれを発展させていくべきものだと考えるわけでありまして。そういう点で、一定の条件を備えたダンススクールを風適法の規制対象から外す、これは当然の措置だと考えているわけであります。

また、性風俗特殊営業を除くその他の風俗営業について、売春事犯の防止等の措置を講じた上で健全な営業を行っていただく者について一定の規制緩和を図る措置もそれとして妥当だと考えるわけであります。問題は、特殊風俗営業者の認定制度導入をされるおそれがなきにしもあらずということでありまして。

そこで、お聞きしますけれども、風適法の目的につきまして風俗営業の振興を図るという目的は含めていないとこれまで政府の立場としてはとってこられたやに承知しています。今回、改正後もこの点は変わらないと考えるのかどうか。また、そうであれば、業の振興には手を加さないためにどういう曲どめ措置をとられるのか、あわせてお示しただければと思っております。

○政府委員(泉幸伸君) 御案内のとおり、今回の法改正でも第一条目的の規定についてはその内容の変更はいたしておりません。その意味では従前と変わるところはございせん。

それから、業の振興という点につきましては風適法上特段の規定はございせん。むしろ、風俗営業を含めまして健全な営業が図られるための必要の立地制限等の規制を行っていただく状況でございまして、そのこと自体は従前と変わるところはないわけであります。ただ今回、この特例営業の制度につきましては風適法上いろいろな規制が

なされておまして、ややもすると、それを守るインセンティブが余りにもないじゃないかというような声も聞かないではないわけであります。長年何らの違反もなく営業をしてきたという者について健全な営業である旨の認定制度を設けようということにとどまるものでございまして。

○有働正治君 次に、インターネットの規制と表現の自由とのかわりでありまして、第二、八項の映像送信型性風俗特殊営業につきまして、具体的にどのような基準で適用業者、非適用業者を判断されるのか。また、性的好奇心をそそるという概念規定が刑法百七十五条のわいせつ概念よりも広く青少年保護育成条例の有害図書概念よりも広範だという指摘もあるわけで、そういう点で客観的に具体的な判断基準についてどういことを考えておられるのか、お示しいただきたいと思っております。

○政府委員(泉幸伸君) 御質問の映像送信型性風俗特殊営業につきましては、二条八項にありましますように、「専ら、性的好奇心をそそるための性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、」云々と書いてございます。その意味で、これは現に個室ビデオと呼ばれております店舗型の営業と同一内容を、放送または有線放送に該当するものを除く電気通信設備を用いて客に届ける営業ということと、どのようなものが該当するかということにつきましては、営業として取り扱おうとしている映像については客観的に明らかにしているものであると考えております。

なお、これらにつきましては従前も規則、解釈基準等により具体的な基準を店舗型については示してきたところではあります。今回の改正を受けて、改めてこれに関する解釈基準等を策定し公表してまいりたいと考えております。

○有働正治君 言論、表現の自由とのかわり客観的に具体的な判断基準、これをきっちり明示すべきだと考えるわけであります。

それから、インターネットによるアダルト画像送信に関する営業規則として、改正案が公安委員

会によるプロバイダー業者への勧告などを盛り込んでいくわけでありますが、この点で二つの問題が出てくると思うんです。

一つは、プロバイダー業者に自己検閲、私的検閲を要求するとなれば、言論、表現の自由等の侵害という問題が生ずるわけでありすけれども、この私的検閲がどういうことになるのか。もう一つは、警察がプロバイダー業者に勧告する際の判断基準でありすけれども、わいせつ映像とは何かの定義をめぐってさまざまな議論はあるわけ、このプロバイダーに對しわいせつ映像送信防止措置をとれと勧告する場合のわいせつ映像とは何か、その判断基準、ここらあたりどうなのかという点で、私的検閲問題を含めまして御見解をお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(泉幸伸君) 一般に検閲とは、思想内容等の表現物を対象としてその全部または一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的に一般的に発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものにつき発表を禁止することをその特質として備えるものを指すと解すべきであるというふうに言われております。

また、その主体は行政権が主体であるというふうにも言われておりますが、主体につきましては今自己検閲という御質問の内容でありますので主体は別にいたしまして、今回の改正案においてプロバイダーに課せられていた努力義務というのは、プロバイダーがわいせつな映像が記録されていることを知った場合のその後の措置についてのものであつて、事前に映像の内容を調査、探索することについて求めているものではない、その意味では検閲には当たらないと思ひております。

また、知った場合の事後措置であり、しかもそれが努力義務にとどまっておりますので、罰則については設けられていないということで、プロバイダーの方々が必要以上に過敏に反応して、後で恐ろしい措置が来るからあらかじめ自己検閲が自主規制ということでそのサバーの内容を点検するに走るというふうなおそれもこれまたないという

ふうと思ひております。

○有働正治君 勧告の判断を聞いているんです。○政府委員(泉幸伸君) 勧告につきましては、法文に書いてございすように、プロバイダーが必要な措置をとっていないというときに郵政大臣と協議して行つてございすんですが、その中身でありますわいせつの基準につきましては、既に申し上げております、いたずらに性欲を興奮または刺激せしめ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するものというのがわいせつでございすので、これに当たるかどうかという当てはめで判断することになるかと思ひます。

これ自体は通常人の判断ということで、プロバイダーがこの基準で判断できると考えておりますが、ただ幾つもの事例がある問題でありますので、私もとしましては、限界的な事例については判断に迷つ場合もあると考えられますことから、検挙事例において具体的な事例をわいせつに当たるという司法判断が示された事例等を一般化してプロバイダーにお示しするということも検討しているところでございます。

○有働正治君 この点、国家公安委員長にも改めて確認をさせていただきたいのでありますけれども、この映像送信型風俗特殊営業の適用基準あるいはわいせつ映像の送信を防止する措置を求める勧告の適用基準、これが指摘されていす言論、表現の自由等々の立場からきつちりする、国民の権利を保障するという重要な問題にかかわるわけでありすので、この点についての見解、改めて明確にさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(上杉弘光君) 各界各層の有識者等の御意見も十分聞きまして、私の記憶では半年間ぐらいこれは十分検討、協議をしてきた。そういう意味で、ただいま御指摘の点につきましては、映像送信型風俗特殊営業の該当性及びわいせつの判断基準につきましては、現時点でも十分に明確にされていすと考えておるわけでございます。

他方、営業者というそれを業とされる方がおるわけでございますから、便宜等に資するためにも

さらに具体的な御指導を申し上げなければならぬ、こういうふうな考えております。

○有働正治君 通信の秘密、表現の自由等とのかわりて問題、運用を含めましてきつちり対応をお願いしたいということを改めて申し上げておきます。

国家公安委員長にもう一点でありますけれども、外国人売春婦の取り締まりの問題であります。これは、国内はもとより、海外から女性を入国させて売春させるという人権侵害行為が我が国で横行しているということで、非常に批判が高まっているわけでありす。

そこで、この問題について毅然としてきつちり対応することが求められていすわけでありす。が、その際、半年ごととあるいは四半期ごととかその状況を公表するなどして、国民的にこういう問題も解決していくということを含めた取り組みの強化が求められると思ひておりますが、この点、いかがでございすでしょうか。

○国務大臣(上杉弘光君) 警察庁では、来日外国人問題の現状につきましては半年ごとにもう既に公表をいたしておるわけでございます。これらはさらに続けてまいらなければならぬと思ひております。その際に、外国人女性の関与しました売春等の事犯の取り締まり状況についてもあわせて公表いたしておるわけでございます。引き続きこれらの努力は怠りなくやっていかなければならぬ。いやしくも国際的な批判を受けるようなことのないように対応してまいりたいと思ひております。

願、要望等も踏まえて改善方を要望したわけでありす。その後、どういふふうな検討されておられるのか、簡潔にお示しいただければと思ひます。

○政府委員(泉幸伸君) ただいま御指摘のように、昨年六月十七日の風俗小委員会での御指摘で、その際、御指摘を念頭に置き検討すると御答弁申し上げました。その後、今回の改正にあわせて検討いたしました。

御案内のとおり、今回の改正は風俗営業に対する規制の緩和、営業に關して行われる売春事犯の防止、無店舗型風俗特殊営業等に関する規定の新設でございす。ここを重点としておりますが、御指摘のありました市町村条例で地域規制を行うこと、あるいは地域住民の同意を許可の要件とする点等については部内で検討を行ひましたが、営業者に対する過度な規制にならないかという問題がございす。また、あわせて県を含みます地方団体の事務の配分のあり方等の問題がありす。なお慎重に議論すべき点が多いということで、改正内容には盛り込んでいないものでございす。

○有働正治君 良好な住環境を守り、静かに暮らしたいという住民の願ひと、住民が主人公という自治体のあり方に照らして、このパチンコ出店をめぐって全国幾つかの地域でトラブルが起きていすわけで、その問題の解決というのは決して軽視できない内容を持つていすんじゃないかと思ひていす。住居集合地域境界から百メートルを原則制限区域にしたい、また住民説明会と市町村長の同意等々を内容とする要望でありました。これを制度化すれば、パチンコ出店をめぐる全国幾つかの地域で起こつていすトラブル等々も大方解消すると思ひます。

そこで、今局長御答弁になりましたけれども、国家公安委員長、こういう強い要望がありすので、政府としてこれは積極的に受けとめて検討して対応を求めらるわけでありす。最後に、国家公

案要綱では概念規定もなく、その範囲が、きわめて不明確で、表現の規制としては明らかに適格性を欠くものといえる。こうした瑕疵は、憲法学上は、「漠然性ゆゑに無効」とされるべき内容と考えられる。

こういふことが言われているわけです。

先ほど渡辺議員も触れられておりましたけれども、憲法上、漠然性ゆえに無効だということになるとこれは大変な問題でないかと思ひますけれども、特にこの点を中心に考え方を聞かせたいだきたいと思ひます。

○政府委員(泉幸伸君) 性的有害情報として業者を規制してゐる概念がわいせつよりも広いということはそのとおりだと考えます。

ただし、これにつきましては現行の風俗営業適正化法において風俗関連営業として規制を受けておりますいわゆるアダルトショップ、あるいは個室ビデオ、ストリップ劇場等において用いられた定着した概念でございます。その意味では、概念があいまいである、ひいては憲法違反であるというおそれは全く当たらないものと考えております。

○山口哲夫君 それでは、次に移りますけれども、アメリカの最高裁が昨年の六月に通信品位法を違憲と判断いたしております。その理由は、十八歳未満かどうかの判断ができないのに広告宣伝や送信を禁止することは違憲ということで、こうした規定、規範は無効ということになったわけでありまして、規範は無効ということになったわけでありまして、この判決についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(泉幸伸君) 今の御指摘は米国の通信品位法、CDAと呼ばれてゐるものでありますが、それについて、わいせつまたは下品な画像の通信、または現代社会の基準に照らして明らかに不快感を与えたとされる方法によつて性的行為等を描写などとする画像等の通信を伝送することを禁止する法律であつたところ、この下品な及び明らかに不快感を与えるという規制対象が法文上あいまいであるとして、憲法で保障された表現の自由を損なうものであるとの理由により、わいせつに係る部分を除き違憲、無効となつたというふうに聞いております。

このインターネットにかかわる規制に關しまして、アメリカの通信品位法と現在御審議いただいで

ております風通法の改正につきましては、一つは、改正風通法は性を売り物とする営業のみを規制対象としてゐるのに対し、アメリカの通信品位法はいわゆる何人も規制という形になつてゐること。また、改正風通法は映像のみを規制対象にしてゐるのに対し、アメリカ通信品位法は映像のみならず論評、要求、提案、申し出なども対象となつてゐること。改正風通法は行政処分に対処するとなつておるところ、通信品位法は刑事罰を科すということになつておる等々、非常に異なつた法律でございます。

今回の改正で規制の対象となる映像送信型性風俗特殊営業の営業の定義が「専ら、性的好奇心をそそるための性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業」ということで、これはさきに申しました現行の風通法及び風通法施行令において同種の役務を提供する風俗関連営業の定義の中で用いられて定着しているものをそのまま使用したものでございまして、あいまいだという批判は当たらないと思ひます。

さらに、これにつきましては、これまでも解釈基準を作成し公表してきてございしますが、今回の改正に当たりまして、新たに規制の対象となる営業者の便宜などに資するために、規則、解釈基準などによりさらに具体的な基準を作成し公表することを考えておるところでございます。

○山口哲夫君 アメリカの判決の判断の中心になつたのは、十八歳未満かどうかというその判断が非常にできないという、そこに問題があつたと思ふわけですね。本日に十八歳未満かどうかというところは、アメリカではなかなかそれが難しいというところになつてゐるわけですが、いかがなんでしょうか。

○政府委員(泉幸伸君) 今回の規制では十八歳未満の者を客としてはならずという年齢制限規制を設けております。十八歳未満の者を客としてはならない規制を守るために、具体的な方法について三十一條の八の三項及び四項で定めております。

が通常利用できない方法」と記載しておりますが、これは、例えばNTTが提供するダイヤルQサービスでは、事前に加入電話契約者から書面による申し込みがないと利用できない成人向けの番号、〇九九〇の後三で始まる、これを使いなさい。これをしようとする十八歳未満の者は利用できなくなるから、それ以外のものでもやることを禁止します。

それから、四項では、客が十八歳以上である旨の証明を客から受けなさい。これは運転免許証等、本人の年齢が確認できるものの写しの送付を受け、その者に対してパスワード等を送つて営業を開始する措置をとる。あるいはさらに、「十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意」と記載しておりますのは、クレジットカードによる決済ということを制度として設けますと、結果として十八歳未満の者はクレジットカードを有していませんので、クレジットカードによる決済を真に同意を得れば十八歳未満でないことになるということで、以上のような方法をとることによつて、業者は客が通常十八歳未満でないことを把握することができ、また、営業を利用するためには、一方で何らかの手続を踏む必要があるということで、十八歳未満の子供がこの営業を利用しにくくなるということも考えておるところでございます。

○山口哲夫君 いろいろと述べられておりましたことが確実に実行されれば、それは十八歳未満であるということを確認することができるといふのでしようけれども、しかし一説にはこの法律そのものが非常に抜け穴がたくさんあるんだと、そういうことが警察当局の中からさえ聞かれてゐるというところが新聞でも報道されておりました。

それで、ちよつと固執するようですけれども、アメリカでは十八歳であるか否かの判断が確実にできない段階でこういう法律というものはやっぱり違憲である。だから、アメリカは日本と同じように十八歳未満に対する規制というものをいらないと考へたんだろうけれども、確実にそれができないということをやつてゐるんです。日本でい

ろいろと今述べられたようなことは、やれば確実に十八歳未満であるということが把握できるやうなものでしょうけれども、同じような国家が、片方ではそれは確実性が無いんだと言つてゐるんですけれども、そのアメリカの考え方についてはどういふふうに判断されるんでしょうか。

○政府委員(泉幸伸君) アメリカの考え方ということに直接お答え申し上げる材料を持ち合わせておりませんが、実は十八歳未満の者にこういう営業に接しなせよという規定は、十八歳未満の者をこの種営業から遠ざけるという規定は、現行法にありまして個室ビデオあるいはアダルトショップ、大人のおもちゃ等には立ち入りを禁止させるということ、現に規制が動いております。

その確認方法というのは身分証明を見せることということで、先ほど申しましたインターネットは通信でございますので、直接面接ということがないという特性があります。ダイヤルQの頭、三の番号は十八歳未満の人は使えないという制度になつてゐますので、それでやると十八歳未満は排除できるだろう。それから、クレジットカード決済ということになれば十八歳未満は排除できるだろう。

それ以外に、十八歳未満でない、すなわち十八歳以上である旨の運転免許証その他の身分証明書を交付して、それからそれを対象に営業する。つまり、今回規制をしようとしておるのは、だれでもいつでも見られるという画像ではございませう。営業でございませうから、一定の資格を持った者だけがアクセスできる。一定の資格を持った者だけをアクセスさせるために、営業の状態として、一つは特定のパスワードを与えて、それ以外の者はその中身を見られない。パスワードを与えるときに料金を取る。パスワードを与えるときに十八歳であるかの確認義務を課しておる。それから、パスワードでなくとも営業するもう一つの形態としてダイヤルQの制度がございします。

ダイヤルQの制度は、御案内のように、通信で接続をして電話料金と一緒に情報料もNTT等が

徴収するという制度でございます。これはだれでも何ら確認することなく情報にアクセスすることができなければならないけれども、そのときに、さきに申し上げます〇九九〇の三で始まるものはNTTとあらかじめ特別の契約をしていないとその電話からつながらないという仕掛けになっております。つまり、十八歳未満の者はつなぐことができないということになっておりますので、今申しましたようなことと相まちまして、十八歳未満の者を業者が排除しようということを考えれば、これは十分にできるということだと思います。

〇山口哲夫君 局長のおっしゃる、日本としてはこういうことをやれば制限することはできるんだというそのお考えはわかります。しかし、日本が今考えているということは、アメリカでも同じようなことを考えてやろうとしたわけです。しかし、アメリカの裁判所の判断としては、それでも十八歳未満であるということを確定させるということとは非常に難しいんだと、そういう中でこういう法律というものは違憲だという、そこには私はやっぱり注目をせざるを得ないと思うんです。こういう問題について法律をもって規制すること自体がやっぱ非常に難しいという問題がそこにあるんじゃないかと思うわけです。

そこで、長官にお聞きしたいんですけども、大人にとつては問題はない、しかし未成年者だけは制限したいという方向、それに対しては、法の規制ではなくして、受信規制という方法が実はあると言われているわけです。OECDを初めとして世界各国もこの方法を実は支持しているわけです。特に、アメリカ大統領のクリントンさんは最もこの受信規制という方法を推進している方だと言われているわけです。だから、世界的な動きがそういう方向であるという中で、なぜ日本が非常に多くの問題を抱えているながら法をもって今急いで規制しなければならぬだろうかと、いうところには私は大きな疑問を持つわけですけれども、いかがでしょうか。

〇政府委員(泉幸伸君) 今回の規制は、一つはア

メリカとの比較で御質問でございますが、さきにも申しましたように、アメリカは直前でもって臨む禁止についての判断ということ、それから、今御審議いただいておりますのは、行政法として一定の義務を課し、その違反に対しては指示処分等に対応する、その違反に対しては間接的な罰則というような形をとられているという法のあり方から、その実効性あるいは妥当性の問題は変わってくるんじゃないかというふうに考えます。

ただいま御指摘の受信側でそういう有害情報をカットするという方法が現在検討されていることは承知しております。これは、むしろ私もが今やろうとしている、いわゆるボルノ営業といいますが、児童に有害な情報で営業を行う者の規制というよりも、それを離れまして、およそインターネットにおいて子供に有害な情報は全部カットしてしまおうという思想のもとに出てきたものだと考えております。そのことが機能するためにはいろいろ、一つ一つの情報にレーティングといいますが、ラベルを張って、一定の情報については技術的にとれますが、機械的に排除するようなものを受信装置に備えつけるというような措置が必要だろうと思います。

それ自体非常に有効なものというふうに考えますが、そのことと既存の店舗をもって営業している者がインターネットを利用して営業する、そういうものについても放置できない。店舗をもって営業している者と同様の規制をインターネットにおいてのみ対応すべきものであるというふうには考えていないところでございます。

〇山口哲夫君 世界のそういう流れに逆らって日本が法律をもって規制するということに対しては、私はやっぱり抵抗があります。先ほども申しましたように、親がこの番組だけは子供に見せたくないんだ、そういう性の問題だとか暴力の問題だとか、とにかくテレビでもはらんしているし、ましてやインターネットでそう

いうものが流れてくる。これだけは見せたくないと思えば、本当に技術的にVチップというものを親がテレビの中に挿入することによってそういうものの画像を子供に見せないで済むということが既に多くの国々でとられている、そういうことをやはり私たちは真剣に、そちらの方こそむしろ一生懸命に頑張っていかなければならないんじゃないだろうか。

十八歳未満の子供たちに、私自身としても、性に関するもの、暴力に関するものはもう見せるべきではないということについては全くこれは同感ですけれども、しかし、方法としては、まず今申し上げたようなことを先にやるべきでないだろうかということをお考えしております。

時間ですので、これで終わります。〇岩瀬良三君 午後からの各委員さんの質疑を聞いておりました、質問の仕方は違いましたが、私で八人目でございますので、大体私の質問することと答えるには似通ったものかなりもう出てきておるかと思っております。グアプっている点は御了承いただかまして、端的に要点だけお答えいただければというふうに思うわけでございます。

この有害関係は、有害図書、これは歴史も古いわけですが、各県でも条例をつくってこれを制限したり指定したりしているわけがございます。私も有害図書の指定をやったことがありまして、これはもう容易なものじゃない。毎週毎週出てくる週刊誌なり雑誌なりというのが量が物すごく、やる人が限られている。といって、昼間それをやっているわけにいかないんで、夜、寝静まったころでやっていたというところで、もうこれはもうとを制限していただかなければとてまたまらない、こういう経験を持っておるわけでございます。この有害関係の、この場合でいくとインターネットだろうと思うんですけども、図書の場合には本が大変なものがありますので、青少年健全育成という立場から見るとこういうもの、少なくともいくことが必要なんだ、どんなことがあっても少なくともいくことが必要なんだ、

そういうふうに私は思うわけでございます。それから、一つこれは感想でございますが、先ほど高橋議員からお話がありました営業時間でございまして、なぜ一時間、これはいろいろな条件が、特別の地域ということ、また都道府県の条例でというようないろんな制限があるわけでございますけれども、小さな料理屋さんなどで、わざわざ申しますかちょっと離れたところへ車をとめてやっているわけで、帰りはみんな飲酒運転で帰っていくというような事態なんで、ここで一時間ふやすことはどうかというふうに私は思っております。まあこれは感想でございます。

質問に入らせていただきますけれども、十八歳未満の者が映像を見ないようにということで今度、これは三十一條の八の四項で言われているわけでございますが、今も議論がありましたけれども、十八歳というところが明白かどうかという点もあるわけでございますが、「十八歳未満の者が通常利用できない方法により」というようなことが言われているわけですが、この方法というものはどういう方法をとっていくんだろうか。それからまた、これについて違反した場合はどういうことになるのか。その点について御質問申し上げます。

〇政府委員(泉幸伸君) 「十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意」と規定しておりますのは、料金の支払いはクレジットカードによる決済とする旨の客の同意を得るということ想定しております。

この四項の規定に違反した場合に、当該規定に違反した原因に応じて具体的な、三十一條の十で十八歳未満の者を客としない旨の措置をとるべきことを命ずることとしたしております。

〇岩瀬良三君 クレジットカードというふうなお話ですが、風俗営業関係については何か正確にはいかなない点があるんだという一つの見本だろうと思つて申し上げたんですけれども、クレジットカードも親のものを借りる場合もあるん

だらうし、またいろいろ方法がある。借りてくるというふうなこともあるのかもしれないけれども、なかなかこれ難しい話だなというふうにとっているわけでございます。

それが主ではございませんで、ただそういうものを見せないようにするということが主だろうと思うわけでございます。そうしますと、有料なものはいろいろそういう規制をかけるんですけども、無料なものもかなりのものが出回っているというところでございまして、見せないという趣旨から見ると、有料なものだけでもこの趣旨と申しますか目的が達せられるのかどうか。そういう点についてはいかがでございますか。

○政府委員(泉幸伸君) 御指摘のとおり、無料でポルノ映像を見せるものについては規制の対象外でございまして。何らの規制を及ぼすような形にはなっておりません。これは何回か申し上げておりますが、現実のこの空間において既に現行法において規制の対象となっているポルノ営業と同様の考え方をとったということでありまして。つまり、営業として見せるものについては現実の個室ビデオ等で規制をしております。

無料でポルノを見せる場合、これがわいせつ物陳列等に該当する場合は格別であります。単にポルノ映像を無料で見せたということについては、相手が未成年であつても成人であつても何らの規制はございません。そういうものと対応するものであります。

もとより、これで十全である、もう全く問題ないというふうに考えているわけではございません。現実にはインターネットにおいて青少年の育成に非常に有害な映像があふれている、それを何とか規制すべきであるという考えのもとに営業について、営業者だけでもと称した方がいいと思いますが、規制しよう。これについては約三千ございまして、特に金を取ってまで見せるというものは、もう少し言葉を足しますと程度のひどいものでございまして。そういうものから押さえていくというふうな考えで今回の改正案をお願いしている次第でございます。

でございます。

○岩瀬良三君 それから、わいせつな映像の記録を知ったときはというふうな表現でプロバイダーに対して言っておるわけでございますけれども、このわいせつな映像は、これは先ほどからありますように裁判事例があつたりいろんなものがあるんだらうと思うわけでございます。十八歳未満の場合には、わいせつ、それからそれよりも範囲が広くて有害、また先ほど話がありましたけれども、好ましくないものというのを青少年のために見せてはならないだろうと思うわけでございます。こういうものをプロバイダーの方に判断させるということがなかなか難しいんじゃないかと思ふんですが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(泉幸伸君) プロバイダーのところはストックされているか、あるいはためておかれて利用者に流される映像につきましては数多くございまして。これは多くのホームページを抱えておるのが通例でございまして。わいせつからさらに広く、今回、業の対象にしております有害映像と申しますか、そういうものまでプロバイダーが注意してチェックしてもらうということはある意味で非常に大きな負担となるということを考えておること、それが十八歳未満に向けられたものか成人にのみ向けられたものかというところの判断もまた必要になる状況もございまして。

ただ、わいせつにつきましては、これは何人に向けても不特定多数の人に見せることは刑法で禁止されておる犯罪でございまして。プロバイダーがそれを知っていたか知らなかったか、あるいは知っていたとしてもその補助になるかどうか、それはまた別な評価であらうかと思ひますが、そういう犯罪に該当する、もう少し言葉を足しますと、場合によっては補助の責めも問われかねない事態であります。そういう限定された事態を、しかもあらかじめそれをそういうことのないようにチェックしないかというのではなくて、ユーザー等から苦情でそういうのがあるということがわかった、そのときにそれを、これは十八歳未満

係ございませぬ、一般に送信しないような措置をとる。つまり具体的に言うと、発信者に対して送信停止を求める、あるいは契約上そういう権限があるならばプロバイダーが契約に基づいて措置するというふうなことを求めておるものでございまして、何回か御議論ありましたが、言われるほど過大、過重な義務を課しているものではないと考えておるところでございます。

○岩瀬良三君 そういう中で、今も山口議員の方から出ましたけれども、アメリカの方ではVチップというふうなことで一般的な規制の方向づけのようなんですけれども、郵政の方にきていただいたんですが、このVチップ、なぜこういうものが出てきたか、そこら辺のところを御説明いただきたいと存じます。

○説明員(伊東敏朗君) 先生御指摘のVチップでございまして、私も承知しておりますのは、一九九六年の電気通信法で規定されたものというふうになっております。

この背景という御質問でございまして、やはり暴力の青少年に与える影響の中の幾つかのものとしてテレビというものもアメリカのいろいろな議論の中で出てきたものというふうに私も認めては認識をしております。

○岩瀬良三君 それで、Vチップ導入についてアメリカでは最近どういう実施をしようとしておるんでしょうか。

○説明員(伊東敏朗君) 現在のアメリカのVチップの導入の動向でございまして、先ほど申し上げましたように一九九六年の法律で規定されました。Vチップの制度といえますか仕組みでございますが、番組にあらかじめつけられたコード信号をもとに、暴力や性的シーンの多い番組などにつきまして親が子供に見せたくない番組を選択できるようにするものでございまして。したがって、放送事業者は、自主的に暴力や性的シーンの多い番組のレーティングを行ひまして、番組にこれを示す信号をつけて放送を行う、こういう仕組みのものでございまして。

現在、アメリカにおきましては、このレーティングが昨年から行われておりまして、放送事業者が自主的に年齢に応じた六段階の分類あるいは番組シーンに応じた五種類の分類を併用して実施しておるところでございまして。ことしの三月になりまして、アメリカのFCC、連邦通信委員会でございますが、この委員会は来年の七月、一九九九年の七月までに十三インチ以上のテレビ受像機は全機種の半分、それから二〇〇〇年、平成十二年一月までに全機種に内蔵するようにメーカーに義務づけたところでございまして。

○岩瀬良三君 ありがとうございます。

私は、インターネットの点も非常に大きな問題であるとともに、テレビの方での暴力、それからもちろん性関係、こういうものもかなり青少年の今の犯罪に影響しているんじゃないか、通信の自由の問題がありますけれども、ここら辺もできるだけ少なくしていかなければならないんじゃないかというふうな思ふわけでございます。

インターネットの方へこのVチップをすぐ応用はできないだろうということでございますけれども、ちよつと外れますけれども、少なくともテレビ等への日本でのこういう規制、こういうものについて、テレビの規制は警察の分野でないかと思ひますけれども、そういう面での幅広い規制、こういうことが必要なんだろうと思ふわけで、警察庁長官、そこら辺のところのお考えをいただきたいと存じます。

○政府委員(関口祐弘君) この数年来、少年の暴力事件とかあるいは性非行等が大変目立っております。まして、まことに憂慮にたえないところでございまして。

こうした少年非行の背景でありますけれども、各種の社会的な環境要因というものが絡んでいると思ひます。その中で、委員御指摘のテレビ番組等が少年非行に与える影響でありますけれども、確かに少年非行の個別事案の中にはその影響を受けていると見られる事例もございまして。さらに、このような直接な影響ばかりでなくて、性や暴力

に關する露骨な情報や犯罪を肯定するような情報のはんらんが少年非行問題をさらに複雑なものとしてゐることは否定できず、情報の送り手あるいは情報の受け手の問題も含め社会全体で真剣に議論を重ねるとともに、幅広い取り組みを進めていくことが必要と考えているところでございます。

テレビ番組等を含めたメディアの問題というのは非常に広範にわたるわけでございまして、警察といたしましても、各種のメディアによる自主規制あるいは青少年保護育成条例等に基づく法規制を効果的上がるといひまして、あるいは社会全体としての議論が深められるよう、今後とも各種メディアと少年非行の関連につきましても必要の研究を行いますとともに、積極的な情報提供を行うなどしてまいりたい、かように考えているところでございます。

○岩瀬良三君 青少年関係も含めてでございますけれども、こういう問題は分野だけではなくて社会全体がこれをフォローしていかなければならぬか実効が上らないわけでございます。今、青少年、主に少年の方ですけれども、いろいろなむろしかりというふうなことで数がふえてきていて、補導していかなくやらない少年もふえてきていて、こういう統計数字もあるわけですが、実態上もそういうことが言われておるわけでございます。

この風営法の関係では少年指導員というふうなことも規定があるわけですが、補導員の数、警察のある程度関連を持った、下ということとやなくて、関連を持ったところの補導員の数が今少ないということをおかれておるわけですが、これはどのくらいの方がおつて活動してくれているのか。また、その活動してくれている中では、少年が刃物を携帯、これを使うにやなくて携帯している率が多い、こういう話は聞いておるところでございます。それを何かに使うというんではなくてただ持つて歩く、こういうことを聞いておるわけでございます。こういう補導員の増員も図つていただく必要があるんじゃないかと思うわけでございますが、この点についてお話しただ

ければと思います。

○政府委員(泉幸伸君) 各都道府県警察においてもちろん警察官も少年補導等に当たつてゐるわけでありまして、警察官以外の職員として少年補導を担当する専門職員というのが全国で約九百三十人おります。また、少年問題に対処するために、とてもこれだけじゃ足りませんから、地域の住民の方々と連携して少年補導員という、さつきは少年補導職員でございましてけれども、補導員という呼び名で約五万二千のボランティアの方にお願いしておるところでございます。

これらのボランティアの方々が少年補導職員、警察の職員と手を携えて不良行為に係る少年の街頭補導、それから少年の立ち直りのための地域としての支援、環境の浄化活動、また社会に対する啓蒙活動等に從事していただいております。御指摘のように、今後その役割はますます重要になつていくものと考えております。

警察におきましてもこれらの補導活動をさらに強化して、また家庭との連携も深めていくということ、少年補導に係る今申しました少年補導職員等の警察職員の効果的な活用、民間ボランティアとしての少年補導員の方々の連携強化等、全体としての活動を強化していく必要があるというふうにお認めしておるところでございます。

○岩瀬良三君 終わります。

○委員長(藤科清治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤科清治君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。朝日君から発言を求められておりますので、これを許します。朝日俊弘君。

○朝日俊弘君 私は、ただいま可決されました風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民友連、公明、社会民主党、護国連合、自由党、新社会党、平和連合、改革クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

最近における風俗環境の著しい変化にかんがみ、善良の風俗と清浄な環境を保持し、年少者の健全な育成を図る観点等から、政府は左記の事項について措置すべきである。

一、風営適正化法の運用に当たっては、明確な基準を示し、都道府県警察における適確な執行ができるよう努めること。

特に、広告及び宣伝の規制については、公正かつ効果的に行われるよう、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底を図ること。

二、風営適正化法の運用に当たっては、表現の自由、営業の自由等憲法等で保障されている基本的な人権を侵害することのないよう慎重に配慮すること。また、職権の乱用は厳に戒めること。

特に、映像送信型風俗特殊営業の規制の実施に当たっては、検閲の禁止、通信の秘密の保護あるいは表現の自由等に十分かつ慎重な配慮を行うこと。

三、風俗営業者への指導については、営業の自由を最大限尊重するとともに、営業者の立場・営業実態等を踏まえ、今後とも規制の在り方について見直すこと。

四、性風俗特殊営業については、売春防止法等に基づき今後とも有効適切な取締りに努めるとともに、これらの法の網を逃れる脱法的な形態の営業についても違反の取締りを強化すること。なお、あからさまに性を売りものにし、人間の尊厳を傷つける営業及び行為につ

いては公共の立場からこれを厳しく規制すること。

五、風営適正化法に基づく政令等の制定及び同法の運用に当たっては、風俗環境の改善等に関する事項が、本来地方公共団体の基本的事務であることにも配慮し、広く各界の意見を聞くこと等により、法の運用に誤りなきを期すこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いしたいと思います。

○委員長(藤科清治君) ただいま朝日君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤科清治君) 全会一致と認めます。よつて、朝日君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、上杉国家公安委員会委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。上杉国家公安委員会委員長。

○国務大臣(上杉光弘君) 政府といたしましては、熱心に御審議をいただきまして速やかに御採決いただいたわけでございますが、審議の経過における御意見並びにただいまの附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持並びに青少年の健全育成に万全の措置を講じてまいる所存でございます。

どうもありがとうございました。

○委員長(藤科清治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤科清治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会